

同(山口富男君紹介)(第一六三六号)
同(吉井英勝君紹介)(第一六三七号)
精神障害者通院医療費公費負担制度に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一六三八号)
同(山口富男君紹介)(第一六三九号)
同(吉井英勝君紹介)(第一六四〇号)
最低保障年金制度の実現に関する請願(石井郁子君紹介)(第一六四二号)
同(穀田恵二君紹介)(第一六四三号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一六八九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一六九〇号)
年金法の実施中止に関する請願(石井郁子君紹介)(第一六八八号)
は本委員会に付託された。

五月二十七日

介護保険制度の改善を求める意見書(福岡県桂川町議会)(第六六四二号)
社会保険制度の抜本的改革を求める意見書(三重県議会)(第六六四三号)
障害者自立支援法案について慎重審議を求める意見書(東京都小平市議会)(第六六四四号)
「障害者自立支援法」に関する意見書(愛知県日進市議会)(第六六四五号)
障害保健福祉施策の充実に関する意見書(大阪府豊中市議会)(第六六四六号)
障害者に過重な負担を強いる「応益負担」導入をやめ障害者福祉制度の充実を求める意見書(福岡県桂川町議会)(第六六四七号)
賃金不払残業の解消に関する意見書(三重県議会)(第六六四八号)
発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(三重県議会)(第六六四九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

障害者自立支援法案(内閣提出第三五五号)
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付)
社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)
社会保険に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第六四四号)(参議院送付)

○鴨下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、障害者自立支援法案及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、坂出市長松浦清明君、全国町村会長山本文男君、日本重症児福祉協会理事長江草安彦君、全国自立生活センター協議会代表中西正司君、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局長白沢仁君、医療法人社団順風会土尾の森診療所院長佐藤順恒君、以上六名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、参考人の方々から御意見をそれぞれ十五分以内でお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、発言する際は委員長の許可を受けることになっております。また、参考人は委員に対して質疑することはできないことになっております。

で、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。それでは、まず松浦参考人にお願いをいたします。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○松浦参考人 全国市長会から参りました、坂出市長の松浦でございます。

先月の二十六日に予定されておりましたこの会が中止になりましたものですから、私の意見は既にお手元に届けさせていたいております。しかし、若干時間がございますので、多少ごろが変わっておりますけれども、今から申し上げます。

まず、ノーマライゼーションの理念に基づく社会の構築について、私見を申し上げます。

このことは、突き詰めますと、まさに人権尊重の構築でありまして、社会を形成するさまざまな個人と社会全体とをいかに調和させていくかということに尽きると思います。もちろん完全に調和させることなど不可能なことでありますから、ノーマライゼーションの理念に基づく完成した社会を理想として、それに向かって一歩一歩努力していくことでしかありません。それは人間にとつて永遠に続く終わりのない長い道程であると思っております。

さて、行政の中での一歩一歩の努力であります。極めて高い理想を目指す道程でありますから、いきなり理想とする制度をつくることは、ちょうど野球を始めた少年に、いきなり長嶋選手クラスの実績を期待することは無理でありますし、逆にあきらめの気持ちを与えかねません。理想社会の実現には、段階を追って進んでいくことが何より不可欠なことだと考えております。

私は、参考人として出席するに当たりまして、知的障害者、精神障害者の御家族の方や、精神障害者授産施設を運営されている社会福祉法人の理事長さん等と意見を交換させていただきました。その方々の意見も踏まえて、以下申し上げます。また、身体障害者につきましては、私自身、

老母が九十歳で世界をいたしまして、晩年は老人福祉施設から病院へと、施設にお世話になった経験がございますので、個人としての見方を踏まえてお話をさせていただきます。

まず、グラントデザインについてでございますが、その中の第一に「障害保健福祉施策の総合化」という文言がございます。そのことについてありますが、その中で「身体・知的・精神等と障害種別ごとに対応してきた障害者施策について」市町村を中心に、年齢、障害種別、疾病を超えた一元的な体制を整備する中で、創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直し」とありますが、身体、知的、精神の三障害は、それぞれ性質の異なる障害でありまして、障害の程度によつてはつきりと差が出てくることを注意しておかなくてはならないと思っております。

特に、精神障害につきまして、今まで行政の対応が極めて乏しかったことから、同等に扱おうとする気持ちはわかるのでありますが、精神障害の持つ他の障害との差異、特異性について、もつと目を向ける必要があると思っております。すなわち、身体、知的障害は症状が一定しているのに比べ、精神障害者の症状は大きく波を打つのが通常であるということでもあります。特に、薬を飲み安定しているときは健常者と変わりませんが、薬が切れたとき一変して障害が発症するということがあります。

特に、精神障害者の中にしばしば見受けられますのは、自分が精神障害者であるということを感じていないか、あるいは事実として受けとめたくないという気持ちがあるということでもあります。このような人を地域が受け入れた場合、満足なケアが極めてできにくく、また、症状が出た場合の入院等については近親者の同意を得ることが必要であることから、個人情報保護や人権問題等の絡みもあつて、難しい問題を伴うことになりました。したがって、精神障害者については、身体、知的障害者との別から、専門的な医学的知見を要する部分であるという強いとらえ方が必要で

あると思います。

グランドデザインの中の第二といまして、「自立支援型システムへの転換」についてでありすが、「政策のレベルにおいて、保護等を中心とした仕組みから、「障害者のニーズと適性に応じた自立支援を通じて地域での生活を促進する仕組みへと転換し、障害者による「自己実現・社会貢献を図ることが重要である」とありますが、これが施設から地域あるいは在宅へという方向を生んでいるのだらうと思います。しかし、障害者を抱える家族にとつて、施設整備は切実な願いであることには変わりはありません。年若い障害者を持つ身となった家族を自宅で介護することがいかに大変なことか、私も身をもって体験いたしましたし、老人福祉施設への入所希望は依然として高い数字を示しております。

また、重度障害者の施設入所待機者も、数はともかく、その願いはまことに切実なものがありません。今回の懇談の中で、特に知的障害者の母親からは、政策が理想に走り過ぎることを大変危ぶむ指摘がございましたし、何よりも、施設から追い出されるのではないかと不安をお持ちのようでありました。

このような状況の中で、国は、入所型施設整備については大変消極的になってきておりまして、撤退されつつあると受けとめざるを得ない状況にあります。このことは、ノーマライゼーションの理想と現実との乖離を全く無視した方向への流れであると受けとめており、速やかに進むべき方向を転換されますようお願い申し上げます。

また、ノーマライゼーションは、健常者のみにその意識を迫っても成り立ちません。さきにも述べましたが、突き詰めるところ、社会を形成する個々と社会全体が調和することでありまして、障害者にもノーマライゼーションに対する理解は持つてもらうなくてはなりません。その点で、能力ある者に一定の負担を求めることは理にかなったことだと思ひます。

このことについても、障害者の御家族との話の中で意見をお聞きいたしました。負担は少ない方がよい、給付は充実している方がよい、こういう考え方は万人に共通したものでありまして、その意見は強いものがあります。しかし、障害者の皆さんが社会進出を目指される以上、社会全体と調和していこうという考え方は持つていただくなければならず、能力ある者に一定の負担を求めることは理にかなったことであるとの意見に対しては、積極的ではありませんが、一定の理解はされているようでありました。

もちろん、低所得者に対する配慮は言うまでもありません。ここで、グランドデザインの中にも障害者による自己実現云々という言葉がございますから、経済的能力と負担の間には適切な余裕を持たすことが肝要であると思ひます。その余裕を得るために、さきの精神障害者小規模授産施設の理事長さんは、福祉工場をつくって、月五万円を稼がせたいと、今、てんぶらの廃油から自動車用の燃料をつくる仕事に一生懸命取り組んでおられます。

また、障害者の社会進出であります。現実の問題としては、障害者の就職は大変難しいことを大前提として持つておくことが大事であります。企業が三カ年の期間内で行政から補助を受けて精神障害者を雇用する職制という制度があります。その期間が過ぎて補助がなくなると解雇されるケースもあるようであります。

また、当の精神障害者小規模授産施設の理事長さんは、御自分の経験として、精神障害者をみずからの施設で雇用してみたが、精神障害者が持つてくる好不調の波によって試みは失敗に終わったことを二人の例を挙げて話してくださいました。そして、最後に強調されましたのは、社会の理解もさることながら、精神科医の人数の確保と質の向上を強く訴えておられましたことも申し添えておきたいと思ひます。

また、市町村における施設整備についてであります。まず、空き教室や商店街における空き店

舗を利用した障害者の施設であります。三障害を同一施設でサービスを利用させることは、それぞれの障害に対する専門的人材の確保が必要であること、何よりも入所する障害者自身がノーマライゼーションの理念を高度に理解していることが必要であり、そのための相当な時間と努力が必要となり、実質的に困難であると思ひます。

ノーマライゼーションの理念は、仏教の悟りの境地を追求することとよく似ていると思ひます。悟りの境地は仏教徒の追求すべき永遠のテーマであると思ひますが、ノーマライゼーションの理念もまた福祉国家を目指す我々社会にとつて、理想であり永遠のテーマであります。それだけに、法律をつくり実施するときは、現実との乖離についてくれぐれも注意の目を向けていくことが大切であります。

国民、市民に対するノーマライゼーションの理念の啓蒙啓発を強力に進めつつ、その浸透度に合わせて、焦らず一歩一歩理想とする社会へ近づけていくことが肝要であります。

以上、私の考えを申し上げましたが、最後に、今回提案されております障害者自立支援法案について申し上げます。

まず、平成十五年より動き始めた支援費制度は、現実を直視することなく一足飛びに理想を求めたために、結果として財政破綻を来してしまいました。

支援費制度は、実施主体たる市町村から見ても相当困難な問題を抱えた制度で、当初よりその実行可能性について疑問を抱いておりました。

サービス利用に明確なルールがなく、自治体に判断を丸投げした結果、自治体間の差が大きくなり、市民の目から見て公平な形になっているのか疑わしい面もあります。

最も大きな不安は、国の財源措置が本場にきちんとしてくれるのかということでありまして。平成十五年、十六年度は、何とか国も予算不足に対処しつつまを合されたようでありまして、自治体としても、このような制度の中で、上限のつかみに

くい予算編成に大変苦労しており、このような状況を改善するためにも、一刻も早く制度の改正がなされなければならないと考えております。

本来であれば、措置制度を出発点として支援費制度を理想の制度と位置づけるならば、それに近づける段階としていかなるステップをたどるべきか慎重に議論すべきであつたと思ひます。その上で、まず第二段階としての法律の整備を図るのが道理であつたと思ひます。今回のこの法案は、障害者にも自己負担を求める等、障害者の皆さんから見れば制度の後退と映つても仕方がない点も多いかもしませんが、同時に、財源から見た社会全体とそれを構成する個人という問題に意識を向けてもらうよい機会であるとも考えます。

そうした観点から、この法案は支援費制度によって露呈した理想と現実のギャップを埋める方向へ進むものとして評価いたしますが、同時に、専門的知識を持った人的資源の確保等、本来であれば制度の発出に先行して取り組んでおかなければならない問題もあります。

いづれにいたしましても、この法施行により市町村の事務量は大幅にふえることが予想されますので、三位一体改革による国の歳出抑制策が進行する中で、地方が新たな財政的負担に耐えていくことは至難のわざであります。国の新しい強力な財政支援策が必要であることも申し上げて、私の意見陳述といたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○大村委員長代理 ありがとうございます。次に、山本参考人をお願いいたします。

○山本参考人 全国町村会の会長を務めております山本でございます。

全国町村会を代表いたしまして、障害者福祉を含む福祉事業の実施主体という立場から意見を申し上げます。また、町村において障害者の福祉行政を進めていくための条件としてこう考えるということも含めて、意見を申し上げます。私たちは、住民に最も身近な基礎的自治体とし

て、町村もこの障害者の福祉に取り組んでいるところでございます。常日ごろから私は考えておりますけれども、障害者対策というのは我が国の福祉の原点である、そういう認識でございます。

常に思うんですが、障害者になろうと思つてなつたわけではないし、あるいは病気になると思つてなつた人は一人もおられません。やむを得ない事情で皆さんたちはそういう言わば不遇な身になつたわけでございます。これらに対して十分な対策を立てなければ福祉というのはいり得ない、そう考えているところでございます。言葉をかえまして、繰り返すようですが、障害者対策は、これは我が国の福祉の原点である、こういう認識でございます。そういう意味から意見を申し上げさせていただきます。

しかしながら、同じ障害者の方でもいろいろ多様でございます。例えば知的だとか精神だとか身体的だとかいろいろございますが、こういう人たちは、高齢者対策というのが一方ありますけれども、高齢者の数と比べると確かに数は非常に少ないと思ひます。高齢者のように多数の方がおられるわけではありません。しかし、高齢者も障害者も同じような対策を行つていくことこそ大事ではないか、そういうふうに通じているところでございます。

さて、そこで、町村では、都市と違つて、障害者の皆さんがその数多くおられるわけではございません。この点は都市と町村の違いでございます。どうしても障害者の皆さんは都市の方に集中しているような感じがしているところでございます。全国の町村でも、現在は七十万人の方が手帳を所持していると思ひます。この障害者手帳の交付を受けておりますけれども、そのうち三十二万人の皆さんが支援を受けているというのが町村の障害者の対策をしている方々の数でございます。ですから、町村側してみると、一町村当たりの対策をしている数、そういう障害者の数というのは余り多くはございませんけれども、しかし、これは先ほども市長さんからお話があつておりましたように、

に、障害者そのものの言わばいろいろな多様な種別がございますので、対応に苦慮しているというのが実態でございます。

ちなみに、私の町でございまして、手帳を所持している者が今九百六十五名おります。私の町は多い方でございまして、そのうちに、対策をしている、いわゆる支援を受けている者が六十六名でございます。

これは、金額にして申し上げますと、居宅と施設との二通りございまして、どうしても身体障害者は施設が少なく、知的障害者は居宅が少なく、身体障害者の場合は居宅の方が少し多いでございますけれども、数にして、私の町では双方合わせて二十八名でございます。居宅は十六名、施設が十二名でございます。知的の方は四名が居宅で、そして施設の方が三十四名という数字になつておりまして、この対策費が合計で一億三千四百万円ぐらいの費用がかかつておりまして、町が負担しておりますのは、そのうち三千四百万円負担をしていくところでございます。

この対策、支援は、今後増加傾向にあると言つていいと思ひます。ということは、さつき申し上げましたように、九百六十五名の方が手帳を所持しておりますけれども、実際に対策を受けているのは六十六名という数字から見ても、まだまだ高齢化が進んでいくようになりますと、もちろんこれは高齢化になりますと介護もあるいは老人対策にも含まれることになりますけれども、言うならば支援を受けなければならぬ状況になつてくる可能性が高い。そういう意味で、これから増嵩をしていくだろうというふうに通じているところでございます。

私たちは、今度の障害者自立支援法案については、精神障害者福祉を初めといたしまして、市町村が障害者福祉の中心になるべきことが求められております。これは私もとしては当然だと思つておりますが、町村においてこの障害者福祉を進めていくためには幾つかの条件が必要でございます。

例えば認定事務でございまして、これはかなり専門的な知識が必要でございます。その専門家がどうしても町村では不足がちでございます。したがしまして、事務の言うならば停滞化を、停滞化というのは、事務が遅々として進まないというところがあつて障害者の皆さんをいららさせるというふうなことであり得るわけです。これらを一体これからどうしたらいいのかということが課題でございます。

さらに、次は財源の問題でございまして、安定的な財源が確保できなければなりません。さつき申し上げましたように一億三千四百万円のうち我々のところは三千四百万円を負担しておりますが、だんだん最近では、私どもとしては非常に不本意でございますけれども、交付税を削減すべきである、平成十六年で大幅に削減されたにもかかわらず、まだ続けて交付税を削減しようというふうなことを私どもは耳にいたしますが、そういうことになりまして、現状の事業そのものを進めていくこと、維持することさえ難しい、さつき申し上げましたように増加傾向にあるものに対応をしていくことができない、こういうことになると思ひますので、どうしてもこういう福祉を進めていくということであるとするならば、安定的な財源の確保というのは絶対に必要であるということでございます。

なおまた、都道府県の広域的な支援を受けて、言うならばお互いでやつていこう、こういうことに法律の中で改正をされるようになっておりますけれども、都道府県の方には人材が豊富であるとするならば、町村の人材が不足するところを補つていただけるような、そういう協調性を高めることが必要ではないか、あるいはまたそういう支援体制でお互いに協調し合うということが必要ではないか、そういうふうに通じておるところでございます。

言うならば、専門家を何としても町村としても確保したいんですが、さつき申し上げましたような現在の町村の財政状況からいいますと、今より

り以上の体制を整えることは非常に無理であるということが言えます。これはどうしても県側に委嘱せざるを得ない、こういうことになっていくと思ひますので、ぜひとも県のバックアップを必要とするところである、そういうふうに通じているところでございます。

次でございまして、障害者の福祉事業というのは町村に即して進めていくことが必要である、そのために規制を余りかけないようになっている。言いかえると、今私どもが常に主張しているのは、地方の自由裁量を拡大すべきであるということをお願いしておりますが、それと同じように、現在実施しております事業でいろいろな規制がかかつておりますけれども、これをできるだけ規制を緩和する。

言うならば、町村の自由裁量に任せられた障害者の福祉対策をやらせるということとは、今の地方分権法でよく言われておりますその趣旨にも合うんじゃないでしょうか。同時にまた、それぞれの町村では町村の一つのいろいろな行き方と方々がございますので、それらを生かしたやり方をするか。そういう意味で、規制については十分お考えをいただきたい、こういうふうに通じているところでございます。

またもう一つは、さつきもお話があつておりましたが、施設でございます。

町村側は、障害者の皆さんたちの数は少ない。ところが、施設が必要であるといつても、町村としてはそう簡単に施設をつくるだけの力がございません。ですから、この施設は、さつきもお話があつておりましたように、学校の空き教室を使つたり、あるいはいろいろなところを使つてもいいじゃないかという御意見でございしますが、私も全く同感でございまして、併用をするということ、例えば体育館がないところはいいでしょう。それは小学校にもあれば中学校にもありますし、同時にまた町村自体にも体育館がありますから、そういうものを併用して使っていくという施設にする

ことが必要じゃないか、そういうふうに思います。ですから、場合によっては、最近では私どもの町では空き家が多くなってきました。これはもう過疎地帯だから住んでいけないよ、こういうことで若い人たちは都市へ行ってしまう、後に残っている老人がいなくなってしまうと、空き家が増加するのは当然なことだと思います。こういう空き家も使えるようにすることで言うならば十分な障害者対策ができる、こういうことになると思いますので、それらについての格別な御配慮をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思えます。

さて、障害者自立支援法案は、町村が障害者福祉を進めるための条件というものが、一応、一定の対応がなされている、私は今回の法律改正はそういうふうな思っております。ですから、町村側が障害者福祉を進めるための条件が、これらが一定の対応ができるように考えられておるといふことでございますので、その趣旨に従って、ぜひともひとつ十分な対応ができるよう御判断をいただき、措置をしていただきたいというふうに思います。

それはどういふことかといいますと、今回の改正によりまして、国の負担の義務化がなされなければなりません。国の負担の義務化がなされれば、支援費の制度の最大の欠陥である国の財政支援の弱さがございまして、これが解消される、そういうふうな思っているところでございます。ですから、国の財政支援についても、先ほども意見が出ておりましたが、私も全く同感でございます、ぜひともひとつこの支援費については確保をできるようにしていただくようお願い申し上げます。

いつも私ども、支援費が不足するんだという声をよく聞いてまいりました。何年も続けて聞いてまいりました。これはやはりこの制度そのものの欠陥があるのと、支援をする財源の確保というものがあつた程度おろそかになつていたのではないかと、そういうふうな思っているところでござい

ます。今回の改正はこれらをすべて解消できるように格別に御配慮をいただいていると思ひますので、ぜひともそういう趣旨で御改正を御承認願ひたいと思ひついでいるところでございます。

また、義務的な事業が引き続き補助金による事業となつていられるところもございしますが、先ほども申し上げましたように、都道府県が代行実施できるようにされておりますので、都道府県と私たちとはよく相談をしながら対応していきたいと思ひついでいるところでございます。補助金については、個々の町村の事情に対応、適応できるように、相当弾力的な運用を認めていただきたい、こういうふうな思ひついでいるところでございますので、全国平均で見ますと、私どもの町村では百九十五名のためであるので、生活圏の圏域的に、言いかえまして、広域連合制で実施をしてスケールメリットを求めていくということも必要じゃないでしょうか。

ですから、町村にしますと、障害者の人の数は非常に少ない、だけれども、それにまたいろいろ専門的な人を配置したり、施設を持ったりしなきゃならぬということであるとするならば、対応するだけの力がない、こういうことになりまして、できればそういうような町村が圏域別に集まって広域連合でも組織をして、そして一緒になつてその支援対策を行つていくということが望まれるのではないのでしょうか。

私は、福岡県で最初七十二の市町村で広域連合を組んで介護保険を実施いたしました。今、市町村合併のためにだんだんその数が少なくなつてまいつておりますけれども、しかしこれは、それだけのスケールメリットを私どもは得ることができたとと思ひますし、難しい当初の介護保険制度の実施のためには十分な力が発揮できたと思ひます。

それと同じように、この障害者の対策も、一つの町村にしますと数が非常に少ないわけですから、しかし、少ないからといって、いわゆる我々町村側が職員数を減らしたり施設をなくしたりすることはできません。だから、一人の人であつてもそれなりの対応、支援をしていかなければなら

らないのが町村の義務であると私は思ひます。ところが、それでは、言うならば労働して功少ないという結果になりますので、それよりも、圏域的にその地域全体の町村が一つになつて運営をしていくということになりますと、より効果的な対策、対応ができるんじゃないでしょうか。すなわち、スケールメリットを生むことができるんじゃないか、そういうふうな思ひついでいるところでございます。

また、その次でございしますけれども、専門的な知識を持った人材を町単独で確保するというのは、先ほど申し上げたとおり大変難しいところだと思いますので、これは国や都道府県が、専門的な人材の養成のほか、近隣の市町村や都道府県と協力し合い実施する、さつき申し上げた、言うならば広域連合でやるようにしたらどうかということと、この専門家については国と都道府県が責任を持つて補充できるように措置をしてください、こういうことでございします。広域連合や、それから都道府県の代行、あるいは都道府県への委託など、町村の実態に配慮していただくよう格別なお願いを今申し上げます。

特に、私どもが一番心配を、なぜさつき申し上げたようなことを申し上げましたかという、手帳の交付だつて複雑なんです。私ども町村が県に申請をして、県の方で審査をして、そして今度は逆に町村へ返つてくる、そういう二重の手続を行つていられることは御承知のとおりでございます。こういうことについてはできれば町村で実施できるようにしてほしいと思ひますが、今のところ、さつき申し上げたとおりの実情でございます。今やつていられることはロスが多くて、言うならば手間が多くて効率の少ないやり方だと思ひますので、改正をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次でございしますけれども、障害者の数が少ないが、活用できる社会資源が限られる町村においては、できる限り規制緩和を実施していただきたいというところは先ほど申し上げましたが、それから、施設の借用や併用等についても、ぜひともお

願ひを申し上げたいということを申し上げます。どうぞ、これらについて、町村の実態を御判断いただき、あるいは実情を御承知おき願ひつて、審議をしていただければと思ひついでいるところでございします。

さて、次に、お願い事項を少し申し上げておきたいと思ひますが、先ほども申し上げましたように、合併が進んでおりますので、地域の特性から独立性を持つ町村も多くなつてまいりました。日本の下支えをしているこういう町村の財政の基盤の強化が必要でございます。合併をしますと、一つの大きな町になつた、だから、こういうものについては自分たちで十分やらなきゃならぬ、こういう認識に皆さんが立つておりますが、このとき財政の基盤がもろければ何の意味もありません。財政基盤の強化というのが必要であるということでございます。

また、障害者に対して介護保険を適用させたらどうかという議論がございました。私は、介護保険制度そのものはまだまだ十分ではないんですけれども、ここだけはぜひお願いしたいと思ひまして申し上げますけれども、介護保険の対象者は七口歳までに下げるべきです。六十五歳以上になつてのことです。これを七口歳、おぎやあと生まれてから介護保険の対象にすることです。

そしてもう一つは、被保険者の年齢は、二十歳というところは少し無理があるかもしれませんが、だから、一挙に二十歳にしないで、今四十歳以上です、三十五歳、三十歳、二十五歳というふうな、言うならば段階的に下げていくやり方をしたい、国民の皆さんの理解も納得も得られたいと思ひます。

そうしますと、障害者の皆さんたちが介護保険で適用できることとなります。障害者の皆さんたちだけを介護保険で適用させたとしますと、介護保険料は八百円ぐらい必要ですけれども、しかし、皆さんたちが理解をいただければ、片一方の方の支援費が要らなくなつてくるわけですから、言うならば同種のものと同じ一つの制度の中で措

置をしていく、支援をしていく、対策をしていくということが必要ではないでしょうか。

ですから、できるだけ早い時期に介護保険で対象者をゼロ歳まで下げていくという考え方、やり方をすべきだと思います。ただ、被保険者の年齢は、一挙に二十歳に持っていくと抵抗が非常に強くなると思いますので、これらについては技術的に考えて年齢引き下げを行っていくけば、そういうふうになっているところだと思います。

どうぞひとつ、これらについて、私は特にこれだけは強調しておきたいと思っておりますので、申し上げさせていただきます。

まだ申し上げたい点はたくさんありますけれども、時間超過のようでございますので、これでやめさせていただきますけれども、ぜひともひとつ、これからの物と人制度といったものがきちんと一致して整えられていくことこそ大事なことでないかと思えます。ですから、私は、今回のこの委員会でも十分な審議をしていただいで、私ども町村が障害者支援対策が十分にできるだろう、そういう大きな期待をかけておりますので、その期待にこたえられる審議をしていただきまして、いい制度を法律化していただくことを心からお願ひ申し上げます。私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○大村委員長代理 ありがとうございます。

次に、江草参考人をお願いいたします。

○江草参考人 日本重症児福祉協会の理事長であります江草安彦でございます。

重症児と申しますのは、知的障害が極めて重く、その上に身体障害が極めて重い、いわば障害児者の最も悪い状態の方である、障害の重い状態の方である、こういうふうな御理解をいただければと思います。

こうした方々に対して、昭和四十二年、ちょうど四十年より少々前でございますが、児童福祉法の一部改正によりまして、こうした方々が法律の上でお世話ができるということになったわけでありま

る。以来、今日まで、全国で国あるいは都道府県、公法人がやっております施設が百八十余りございます。それに、通園事業と申しまして、おうちから通うことができる、そうしたものの相当の数に上っております。また、これらの職員の方々は、家庭生活を送っていらっしゃる方々、訪問いたしまして、その介護あるいはリハビリテーションのお手伝いをする、こうしたことでございます。また、文部科学省の方では、このお子さんたちに対しては訪問教育ということをやっております。また、まさに保健、福祉、医療、教育、こうしたものが一体となって提供されておるところでございます。こうした事業を展開しております法人、施設の連合的な団体が重症児福祉協会というものでございます。

私たちが抱えております問題は、重症心身障害児の問題であると同時に、障害者全体の問題ではないかというふうな気持ちを持っておるところでございます。私自身の立場から申しますと、私は本来小児科医でございますが、こうしたお子さんの療育に携わりたいと思ひましてその道に入りましてけれども、初めはお子さんでありましたが、やがてその方が青年期になり、やがて壮年期になり、高齢者になる。もう今や生涯のお手伝いをするという立場になりました。こういう立場、及び重い障害を持った方々御自身、そしてまた御家族のお気持ち等を幾らか承知いたしておりますので、そうしたことを代弁する意味を含めまして、本日、二つの法案についての意見を申し上げます。こういうふうな思っております。

二〇〇三年の五月、おとしでございまして、五月に、障害者福祉の地域生活支援の在り方に関する検討会というものが持たれました。これは約二十回、きょう私の次にお話しなさいます方もそのメンバーでございましたが、大変熱心に議論がありました。

その議論の中身は、一口に申しまして、私たちはみんな一人一人尊敬するべき人格の持ち主である、そしてその人格は自己実現に向けて動いてお

る、これを支援するのは、少なくとも文化を標榜する、目標とする国家、あるいは人間性を高めたいという国家においては当然のことではないかというふうな観点から、先ほどお話しございました自立支援に関するサービスが始まったわけですが、これがどうもうまくいかない、これは、先ほどの町村会の会長さんのお話によりまして、理念は極めて優秀であつたけれども現実とはなかなかそれにはついていかなかったという乖離の問題ではないかと、では乖離をどう縮めるかというふうな議論であつたのであります。恐らく、こうしたことが大きく影響するところとなりまして、今回の法案の基礎となつたのではないかと、今に理解をしておるところでございます。

さて、先ほど私は長い間の仕事に従事してきたということも申しましたが、私は、今回の改正というものは、障害福祉の歴史の中ではまことに大きな転換期であるというふうにとらえられると思ふのであります。

昭和二十二年に児童福祉法という法律ができて、これで初めて子供の障害者問題が取り上げられたわけでありまして、やがて身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法というふうな営々と積み上げられてきたわけでありまして、これはどちらかというと改良的であつたというふうな言い方をすると思ふ。そのときそのときに言っていることと比べてやがて変わったわけでありまして、しかし、通して見るとやはり大きな問題があつたということは言わざるを得ないのであります。

これに対して、昭和五十六年の国際障害者年以來、障害者本人の意思を大切にしようというふうなこと、尊厳を守ろうというふうな流れがはうはいとして起きてきたわけでありまして、今回のこの法律の案はそうしたものを本格的に制度化しようとするものではないかと思ふのであります。その意味におきまして、障害者福祉という立場から考えてもそうでありまして、今回の改革はまことに画期的なものであつて、評価に値するものではないかというふうに思ひます。

改革というのは、旗印ではない、現実がなければいけないわけでありまして、これがもし実現すれば、改革は極めてその名に値するものではないかというふうな私には思ひます。

それは、皆さんも十分御承知のとおりでありまして、幾つかの障害者種別のサービスを一元化しよう、これも今までなかったことであります。

それからまた、障害者が働きたい場合に働ける社会をつくらうではないか、あるいは働ける条件づくりをしようじゃないか、これもまことに画期的なことである。

それからまた、支え合うという考え方。障害者は気の毒だ、だからお世話しなきゃいけない、これも悪いことではないけれども、障害者もできることは自分でやりたい、できないこともできるようになりたい、これが願ひであります。これを

実現しようとするものである。さらに、一番我々が心配しておりますのは、国の財政的支援ということでありまして。これを、国に責任があるということを確認しようということであるならば、これはど立派なものはないんじゃないか、こういう意味で、私はこの方向性を力強く進めていただきたいというふうに思ひます。

次に、今回問われておるのは、障害というもののとらえ方、あるいは障害者に対する見方、障害者観であります。こうしたものは、尊厳ある個人として、社会の一員として社会が認めようということでありまして、あるいはそれが当然な社会にしようということでありまして、この点でもすばらしいことであります。私は、これを福祉という面に限局することなく、人間生活に関するすべてのものに及ぼす形で先生方におかれましては御議論をいただきたいというふうに思ひます。

すなわち、雇用の問題あるいは教育の問題、あるいは交通の問題、果ては、こうしたものを包括するような立場でございましょうか、所得保障の問題、こうしたものをあわせて御議論いただかな

いと、結局はアブハチ取らずということになる可能性があると思うのであります。

先ほど申しましたように、私は、極めて重い障害を持った方々、大体全国で三万人、この方々とその御家族の心情を思いますときに、障害のある人はすべてそうでありませうけれども、こんな思いをして、四十歳になって初めて寝返りが打てた、五十歳になって初めてクレヨンで丸がかけた、こうしたことに大きな喜びと意味を感じておる我々は、それぞれの人生に生きがいがあるという意味においては、それらの方々のそうしたことはまさに生きがいそのものでありますから、これを目指すような法案であつてほしいというふうに思うところでございます。

さて一方、そうはいいながらも、先ほどのお話にもございましたが、支え合うということになりますと、負担をしていただきたい、これは確かに財政的な点が背景にあつたんだろうと思いますけれども、ただそれだけでなくて、一人前の人格者であるとか尊厳を主張するならば、それは、額が幾らであるかは問わず、私は、支え合うという精神性というものはやはり高く掲げるべきではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、働ける人が働けるように、いや、働けなくても働きたい気持ちを持っている人がそのような気持ちがあるわされるような、そういう仕組みというものがないだろうか。

一例を挙げてみますと、今、障害者の法定雇用率がまだ全国的に達成されていない。ようやく最近、達成していない企業の名前を発表しようかと。遅きに失したと私は言わざるを得ないのであります。一生懸命やっているところもあるわけです。

ですからこれを、まず法定雇用率の達成、それからさらに言ふならば、法定雇用率を引き上げる方向へ持っていくべきではないかというふうに私は思います。

東京ではクロネコヤマトの御関係の方がパン屋さんをやつていらっしゃる、これは非常な成果を

上げていらっしゃるというふうな話も聞いております。私は同様に岡山で、いささか内容は違いますが、私も、障害者の雇用確保のためにいろいろなことをやっておりますが、やればやれるということを確認しております。

なお、障害者の方々が支払うということですが、一部の支払いが困難である方ももちろんあるわけでありませうけれども、これは支払うことができるような障害者年金の支給というふうな方向へ私は持つていつていただきたい。免除してもらふんじゃないかと私は思うんですから、結局同じじゃないかと私は思うんです、国の財政の上からいうと。お金を、免除しましょうでなくて、払いましょう、払うかわりに払えるだけのものをちようだいしたい、こういうことであるならば、私は所得保障をしつかり見直していただきたいというふうに思います。

なお、障害者はどの程度いらつしやるかということについて、皆さんも十分御承知のことでございますが、統計はさまざまでございますけれども、少なくとも見て国民の三%、平均的には五%と言われている。五%の方々には、両親があるわけですから、家族があるわけですから。そうしますと、私は、恐らく国民の一〇%ぐらいは障害者に関係がある。社会保障の枠組みの見直しということで、子供と高齢者の比率を変えようじゃないか、これも結構なんです、その子供にも高齢者にも一〇%の障害者あるいは関係者が含まれておるという事実を見ると、漠然と子供と高齢者の見直しというふうなところにとどめないで、一人一人の国民が安心して生きていけるような見直しというふうな看板もかけかえていただきたい、こんなふうには私は思うところでございます。

最後に一つ申し上げますが、今町村会の会長さんのお話ございましたが、今合併が進んでおります。三万人から五万人、六万人規模のところが多々ございます。私は、少なくとも周辺を見渡しますと、三万ないし五万、六万のところでは三障害を一手に引き受けましょうというような障害福祉

圏構想は存在していない。障害福祉圏というのは、地図の上にペンで印つけて、これが何々障害福祉圏というんですまではだめなのであつて、中身、実行がなければいけない。そうしますと、私は、障害福祉圏の構築にはやはり施設整備というものが、今までのような形の施設整備ではない、新しい形の施設整備というものが必要ではないかというふうに思います。

こうした観点からも、切ればお金が浮くのはよくわかるのでありますけれども、切つて後で泣く人がたくさん出てくるということもお考えいただきたい。上で障害福祉圏構想は御議論いただきました。大変口幅つたいことを申し上げましたが、現場人として、そしてまた障害者本人あるいは御家族の心境を考えて申し上げた次第でございます。

以上であります。(拍手)

○大村委員長代理 ありがとうございます。

次に、中西参考人にお断いをいたします。
○中西参考人 御指名いただきましたが、全国自立生活センター協議会代表の中西と申します。きょう、ここにお招きいただきましてありがとうございます。

私は、東京都の八王子でヒューマンケア協会という日本で初めての自立生活センターを一九八六年に立ち上げて、今十八年になります。自立生活センターは、障害当事者が、全員、代表、事務局長をやつて運営する、我々がサービスの受け手から担い手になつて社会参加していくという場です。私自身も毎日ヘルパー制度を利用しています。そして、年間七万時間の介助サービスを提供して、市の中でも、私どものサービスが市の全体の九割近くの重度障害者を持つています。全国においても、自立生活センターのサービスは重度障害者にとって一番重要なものとして、全国の一五%ぐらいのサービスは自立生活センターがやっておりますので、私どもが持つてゐる障害者のデータというのが一番新しいもの、そして現実的なものだということを御承知おきください。
私どもの事業所は、そういう意味で、今支援費

制度のサービスを使つてやつておりますけれども、以前はホームヘルプサービス事業でやつておりましたので収入はありません。そして、支援費制度になつてからも、今、知的障害者のホームヘルプサービス事業においては年間二千万円の赤字を出すような状態で運営されておまして、一般の事業所はなかなか受けたがらない事業を、我々、当事者同士であるから、身体だけじゃなく知的障害者も応援しようということで、赤字覚悟でやつている、ほかの事業所は一切参入してこないというふうな状況を迎えています。

この全国自立生活センター協議会、二百万力所では、全国での職員、介助者の養成、事業所の運営を手伝うというようなことをやつて、全国のサービス理念を一致させてサービスレベルを統一するようによつております。

このところ、障害者自立支援法案が、多くの障害者の地域での自立生活を支えるものになるかという点について、障害者の中で多くの疑問と不安が生まれております。きょうは、その点について、皆さんに事情をわかつていただくようにお話をしたいと思つてます。特に、まず障害者の現在地域で置かれている状況をお話しし、その後、長時間重度の障害者の生活支援、重度包括支援制度について、移動介護の必要性や行動援助の問題点、審査会の問題などについてお話ししたいと思います。

皆さんのお手元にレジメと資料がございますので、対応させて見ていただきたいと思います。また、赤い「当事者主権」の本がございますが、これは上野千鶴子さんと岩波で去年出したんですけれども、自立生活センターのことやサービスの内容など詳しくわかりますので、お時間があれば読んでいただきたいと思います。

支援費制度開始の以前は、全身性障害者を中心とした障害者は、在宅サービスのない地域でボランティアをかき集めてひとり暮らしを始めていました。その中には、その介助者集めの大変さゆえに命を落とした人も大勢いらつしやいます。そこ

で、我々自身がこのサービスの提供団体となつてやつていくことになるわけですが、全身性障害者の介護派遣をやるような団体が当時は地域に一つもなかったということで、我々は、二十四時間対応、夜中の二時でも早朝でも出られるような対応、緊急派遣体制、それから同性介助、男性は男性、女性も女性という介助サービスを初めてやっております。それから、利用者が介助者を選定できる権利、そのような権利を保障するような画期的なサービスを全国で始めたということでした。

なぜ障害者はそんなに施設から出て地域で自立生活したがるんだろうと皆さん疑問に感じられることもあります。でも、私たちが支援したある命の短い筋ジストロフィーの若者は、二十八歳で、それまでずっと施設にいたんですけれども、初めて、施設から外へ出たい、一生のうち三カ月でも地域で暮らしたい、命のともしびを地域でともしてから死にたいということが出てきました。これまでの施設での孤独と無為の生活に耐えられない、地域で野たれ死にをしても地域の中で満足できる一生を送りたいという希望を持って、せつば詰まった思いで出てまいりました。その障害者が、今地域で十七年目を迎えましたけれども、自分の能力を施設というのは奪ってきた、その中では自分は何もできなかった、でも今地域に出てきて何でも好きなことができるんだ、こんな充実した人生が送れるのならばということで、後輩の障害者も施設から出てきて、彼が暮らせるようにしてあげております。

自立生活をするのには時間がかかります。すべての障害者の自立を果たしていくのはかなり時間がかかるものです。そして、自立支援の中では、ピアカウンセリングや自立プログラム、精神的なサポートが当事者同士で必要。それから、生活技術的なサポートなどを提供しております。これまでに、全国自立生活センターで千八十三名の自立者を生み出しております。これは、施設を五十カ所ぐらい閉鎖したことになるかと思えますけれども、

も、そのような自立生活支援。

そして、地域で暮らすにはサポート体制が必要なのはもちろんですが、本人が覚悟して出てくる。自立をするというのは本人が相当な努力をしなければできないことですが、重度身体障害者の場合でも一年、知的障害者の場合は三年ぐらいの自立への道のりがございますので、そういう意味では、一遍に何百人という人たちが地域で暮らしていくということはなかなか難しい。自立生活センターでも年間に一人か二人ぐらいの自立者を支援するというところで、全国二百カ所でも二百名ぐらいが限度であるので、財政的にパンクするという心配はないということを申し上げておきます。

今の自立支援法の一つの問題点について、今、二ページの「支援の具体例」とのところにあります。長時間利用するような重度障害者の負担がふえるためにということ、サービスの上限が設けられ、個別ニーズに沿った支援ができなくなるというのが自立支援法の一つの問題点になっていきます。

「長時間重度の障害者の生活状況」というので、参考資料の方の一番を見ていただければよろしいんですが、ヘルパー制度の移動介助や身体介助は、一・五時間以降の単価が家事援助単価並みに引き下げられました。その結果、事業所によっては四割から五割の収入減となりまして、職員の雇用が難しくなっております。

そして、なぜ長時間の付き添いが必要なのか、それは巡回訪問サービスで済むんじゃないかというような疑問を呈される方もいらっしゃるんですが、彼らは、ここにありますが、朝から夜まで一分刻みの、資料①の表を見ていただくと、ベッドから起きてから朝食までずっと必要なのはもちろん、そしてテーブルの用意、片づけ、そしやぐができな人の中には食材を切り分けてあげるといようなたくさんのお仕事があります。介助者はてんでこ舞いになりながら介助をやっているわけです。ですから、これを訪問介助で一瞬にし

て終わるといふふうにはとてもいけないということとを御承知をお願いしたいと思います。

それから、「長時間介助サービスの確保の必要性」ということでは、Aさんという筋ジストロフィーの障害者の方は、食事、トイレ、入浴、衣服だけでなく、首の筋肉が弱くて、車いすに乗っていても、首が前に倒れてしまうと自分で起こせなくて、そのまま呼吸が詰まってしまうような状態を迎えます。町を歩いても、首が倒れないか支えてあげなきゃならない、前に倒れたら起こしてあげるといふような介助が常時必要です。そのような重度障害者は、ほかに脳性麻痺でも頸椎損傷でも多数おられます。緊急介助が必要の方もいらっしゃる。私なども、貧血を起こすと危険な状態に陥ります。

トイレ、入浴など二日八時間の介助が必要な方、Cさんは、D市で支援費が、国の予算不足で歳入欠陥を起しして十六年度からの国庫補助が減ったということで、一日四時間分の介助しか支給しないと。今まで八時間出ていたのが四時間になつてしまったということで、彼はこの地域での生活が難しくなっている状態を迎えている。ですから、今までの制度が使えるように財源的な確保を十分お願いしたいと思っております。

このような重度障害者の命を守るために、支援費制度は程度区分間の流用を認めておりましたけれども、これは大きな都道府県では可能ですが、小さな市町村ではなかなか難しい。これにかわる長時間の利用をきちんと保障するような制度が必要で、そのためには、十程度区分ということで我々は提案しておりますけれども、資料の十五ページの方に載っております。親元にいられる方とひとり暮らし障害者を分けて、一般の親元にいらっしゃる方の三十、六十、百二十という区分に対して、ひとり暮らし区分は百二十時間から始まって、百二十、二百四十、四百八十というふうには伸びていくようなことが必要かと思っております。

次に、「重度包括支援について」、二、三、四の資料を見てください。

重度包括支援制度はまだまだ政省令の中身が提示されておらず、二十四時間介助の仲間たちは非常に不安を感じています。

特にALSの人たちは、現状のサービスから介護保険サービスを利用することになり、サービスがよくなると考えていましたけれども、実際は介護保険では時間が短く、病院の方は介護保険があるから出てくれというふうなことで、介護保険サービスでの在宅生活も難しい。三時間のホームヘルプサービスでは大変ということで、家族の負担はかえってふえた面がございます。

ALSの場合、一割負担の介護保険の優先利用が条件となるため、支援費制度の利用抑制になっていました。昨年八月のALS協会の調査では、会員数六千八百名のうち六割が重度障害者、そのうち呼吸器利用者は八百名、その一割の八十人強しか支援費制度が利用できておりません。

さらに追い打ちをかけたのは身体介護の単価引き下げで、困難な介護を引き下げられた単価で引き受ける事業所はほとんどなくなっています。ALSなど最重度障害者の命を守るかどうか障害者自立支援法の真価を問われるところであります。ここでの包括支援の金額は重度訪問介護の最重度基準の国庫補助基準額と連動性を持つため、特に慎重な配慮が必要です。

重度包括制度だけではなく、日常生活支援など他のヘルパー制度の中にも包括制度をつくる案があると伺っておりますが、一定の金額で介護を提供するシステムでは、最も手間のかかる障害者はどこの事業所も利用できず、生活でなくなってしまう。また、仮に受け入れられる事業所があつたとしても、サービス内容に問題があつてもほかの事業所に変更できないため、事業所の方が立場が強く、虐待が発生するような事態を迎えます。

利用者は個々人によって千差万別です。これらの状況に対応したきめ細かい介助金額の設定が必要で、長時間重度の介助利用について、生存を支えるために一人一人のニーズに応じた支給決定

をしていただきたいと思います。

次に、移動介助の重要性について述べます。

資料の⑤、⑥をごらんください。

障害者自立支援法では知的障害者と視覚障害者の移動介助は個別給付から外されまして、廃止された。かわりに、市町村が行う地域生活支援事業のメニュー事業のガイドヘルプサービスにされました。地域間格差ができることが支援費制度の欠陥です。それを克服するための自立支援法と称しながら、地域生活支援事業は市町村のやる気に任ざれておりまして、今後一段と地域格差が広がる方向にかじをとっていくことになりかねません。

知的障害者のサービスや全身性障害者のサービスにおいては、全国での基盤整備が整わない中で単価切り下げが行われたため、横浜市では最大の事業者である市の外郭団体が支援費のホームヘルプサービスの移動介助から撤退するという事態が既に起こっています。このような事態を招かないように事業所支援が必要となっております。

東京都では支援費制度以前は、一時間単価九百八十円で知的障害者ガイドヘルプ事業が委託されておりましたが、そのような安い単価では、参入する事業所は自立生活センター以外にない状況でした。そこで我々がそれを全部担うことになったわけですが、その後、支援費制度では——では、ちよつと急ぎましょう。

「行動援護」について述べます。

行動援護事業者は、ヘルパーとしての二年以上の経験が必要なので、これは条文を改正しないとなかなか難しい状況です。知的障害者は一割の対象者しか救われたいと言われていますけれども、一日五時間以内の制限時間という問題は、これは撤廃をしていただきたいと思います。

次に、「審査会の問題点」ですけれども、これは、審査会の中で低い水準に保たれてしまうという市町村の問題が起りかねないので、委員の選定には十分な注意を払っていただいてやる必要があります。我々の自立生活がわかるような委員を選んでいただきたいと思います。予算を上回るようなヘルパー時

間数でも決定していくようなことを政省令で市町村に強制できるような形が必要かと思っています。

審査会の役割としては、障害程度区分の二次判定のみにして、それ以外の、非定型についてはニーズが上がったものを尊重していただきたいと思います。

最後に、介護保険のことについては、公明公平、義務的経費ということとは当然だと思いますけれども、これは、我々の長時間の利用が十分保障できるような中身が保障されないといけないということとです。介護保険の中でも我々の自立生活が保障できるような制度ができることがもちろん必要ですけれども、財源問題だけで統合を考えるとということでは、とても我々のニーズにこたえる生活はできないだろうということをお心配しております。時間配分を失敗しましたが、どうもありがとうございます。ご意見がありました。よろしく願います。(拍手)

○大村委員長代理 ありがとうございます。

次に、白沢参考人にお願いをいたします。

○白沢参考人 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の白沢といいます。

今大変緊張していますが、障害者、家族のこの自立支援法への思いを少しでも丁寧に皆さん方にお伝えしたいという思いで意見を述べさせていただきます。

私どもの団体は、一九六七年に結成されて、あと少しで結成四十周年を迎えることになっております。私たちの団体は、結成以来、学ぶ権利、働く権利、生きる権利、政治参加の権利など憲法で保障された諸権利が心身に障害があるということとを理由に奪われたり、あるいはあまいにされている状況を改善することを目的に取り組みを進めてまいりました。

戦後六十年、日本の障害児、障害者の施策は、厚生労働省を初めとした関係省庁の御努力もあって、また国会での各政党の先生方のお力もあって、戦後ほとんど何にもなかった状況から着実に前進してきたというふうに考えております。しかし、権利保障という点、あるいは障害者の自立の促進

や親、家族の不安を解消するまでにはなお多くの課題が残されているのではないかとこのように考えています。こうした点で、今回の自立支援法がこれまで築いた施策の到達点を後退することなく、しかも現状の残された諸課題が解消されるものなのか、きちんと評価しなければならぬと考えています。

私たちは、この間、厚生労働省の説明や国会での審議を通して、今回の法案が現状の諸問題を解消し、施策を前進させるのではなくて、大きな後退につながるのではないかとこのように心配しています。何よりそれは、一割の定率負担、応益負担の導入があるからです。この問題については、繰り返し厚生労働省と話し合い、説明を求め、その改善を求めてきましたが、国会審議での回答とほぼ同様に、他制度との整合性、あるいは義務的経費になるから定率でとの説明で、負担し切れない障害者の実態は二の次の状況でした。

こうした中で、私たちは、日本障害者協議会の一員として五月十二日の六千六百人の人を集めたフォーラムにも参加し、また、お手元にも配付させていただきました資料のとおり、これです、日本障害者センターが事務局として呼びかけた慎重審議と応益負担の導入に反対する緊急アピールの賛同運動にも積極的に取り組み、短期間で一万名の賛同者を募り、これらの声や意見を意見広告として五月九日付の毎日新聞に掲載するといった取り組みも進めてまいりました。お手元には、その広告と賛同メッセージの抜粋が掲載してありますので、ぜひ後でまた参照してください。

いずれにしても、それらの取り組みの中で、障害者、家族の実態や福祉事業に携わる経営者や労働者の実態を踏まえて慎重な審議をしてほしい、特に、定率、応益負担の導入はやめてほしいというのが多く、関係者の共通の願いであるということとを強調しておきたいと思っています。

こうした願いをぜひ今後の審議にさらに反映していただきたいと思います。以下、大きく二点に絞ってこの自立支援法に対する私たちの

意見を述べさせていただきます。

なお、障害定義の問題でなぜ難病、自閉症、てんかんなどが除外されているのか、あるいは選択したくても選択できないサービス基盤の大きなおくれなどの問題は、この法律の根幹にかかわる重要な問題であると考えています。この点については既に行われた参考人の意見でも触れられていたもので、そうではない、この間の審議で余り触れられていない、いや、もつと触れていただきたことを中心に述べさせていただきます。

その第一点は、自立支援するためのサービスの基本的なあり方の問題です。

私たちは、今回の法律が自立支援というならば、もつと総合的な視点に立つて、介護給付、訓練等給付などと限定するのではなくて、障害者、家族が必要としているサービスをきちんと法律の対象とし、その財源を確保すべきと考えています。

このことについては、私どもが昨年取り組んだ障害児者の社会的支援ニーズ全国実態調査の結果をまとめた資料を配付させていただきましたので、参照してください。これです。

この調査は、二ページ目のところからありますが、きょうさんや全国障害者問題研究会などの障害者団体にも協力をいただいて、全国三十道府県、四千三百五十二ケースを回収することができました。

全体的な特徴点でいいますと、相変わらず家族に依存せざるを得ない障害者の厳しい生活実態と、その介護を支える家族の深刻な介護実態が浮き彫りになりました。

それらを踏まえながら、特に、三ページ、四ページのところに触れていくわけですが、障害者への支援は、単に介護とかあるいは訓練という狭い枠組みに矮小化されるのではなくて、社会的支援という視点で総合的に進めてほしいということが私たちの願いであります。

四ページにそれら調査の概要を一覧表にまとめさせていただきました。これは複数回答でのまと

めです。注意をさせていただきたいんですが、その中から特に強調されているのが、三ページの「社会参加や社会経験の拡大」「家庭生活支援」あるいは「障害児の地域療育機能の確立」というような、そんな願いを多くの障害者が持っており、これら総合的な視点に立った制度設計が必要であることも明らかにしました。今回の法案で提案されているサービスのあり方を検討するに当たっては、ぜひこの実態を反映していただきたいということをお願いしたいと思います。

また、このサービスのあり方については、今回の法律で三つの給付体系の再編ということが提案されています。

限られたサービス、事業を義務的経費として介護給付、訓練等給付などで実施し、その他のサービス事業は地域生活支援事業として市町村が任意で実施するとしており、特に、移動支援、日常生活用具給付事業、あるいは地域活動支援センターなど、重要な施策の多くが市町村におかれ、しかもその財源は裁量的経費、補助金というものになっています。こうしたサービスの再編と財源の違いが本場に障害者の自立支援になるのかということ、私たちには不安と疑問を持っています。市町村におられるサービスがきちんと実施されるのか。私どもは、新たな自治体格差の問題や、利用したくても利用できない問題になるのではと心配しています。この不安や疑問、心配をぜひ解消していただきたいということです。

第二点は、最も私たちが懸念している負担増の問題です。

特に、負担能力のない障害者に対してどうするかという問題です。

このことについても、再び、先ほど紹介しました社会的支援調査の、ページでいいますと五ページから七ページを参照していただければありがたいですが、そこでは、家族と本人の収入状況を聞いたところ、生計中心者は七四・六％が父親で、年収四百万円未満が五五・五％と半数以上を占めており、今回の同一生計の家族負担が、単に障害

者の自立を阻害するというだけでなく、払いたくても払えないという状況が明らかになりました。また、本人所得については年金が基本になっており、その他の収入では七六・六％が月一万円程度という回答です。

こうした状況から見ても、一割負担はむしろ、激変緩和の上限設定による負担も困難であると言わざるを得ません。

さらに、お手元の資料の八ページ以降に、障害ゆえの特別な経費ということでの調査結果をまとめておきます。

厚生労働省は、一級、二級の年金を支給されているわけですから負担はできると言われていますが、障害者の場合は、公的なサービス以外に、ガソリン代とか、あるいは外出経費、あるいは制度でいえばホームヘルパーの交通費なんかの負担も自己負担というふうな状況になっておりまして、障害がなかったら支出しなくてもよい特別な経費が少なくないという実態も明らかになり、この上新たな負担を求められれば生活をさらに圧迫することが心配され、結果的にはサービス利用を断念するという問題も生まれることになりかねないのではないかというふうに考えます。

負担問題では、さらに、厚生労働省にぜひ試算をしていただきたい、また私たちに説明していただきたいことがあります。

それは、よくある事例としてですが、補装具で電動車いすを利用し、障害ゆえに更生医療を受け、日中は認可された作業所で働き、そして土日は地域のヘルパー事業所でヘルプを活用する、この障害者の月額の利用料負担は幾らになるのかということ。つまり、軽減措置としての上限設定は一般で四万二百万円と言われていますが、この負担はどのサービスを利用しているのかという問題です。

今回の提案では、介護給付、訓練等給付とは別に、自立支援医療、補装具等が別途一割負担となり、その上に、施設利用者にとっては食費等が全額自己負担ということになっています。医療、補

装具、食費等、それぞれに軽減措置があると言われていますが、実際にこれらのサービス全部を少なくない障害者が利用しているわけですから、どの程度の負担になるのか。提案されている四万二百万円以上の負担になることは間違いなく、きちんと試算して説明をしていただきたいというふうに考えます。

また、今ちょっと触れました公費負担医療、自立支援医療については、精神通院の問題が厳しく追及されてきていますが、育成医療、更生医療については十分な説明がされていません。この問題は、精神通院と同様に命にかかわる問題で、従来の制度の継続を私たちは求めています。

また、補装具についても具体的な説明がなく、品目によっては高いものもあれば安いものもあり、どのように軽減するのか明らかにしていただきたいということも私たちは求めています。

また、こうした育成医療、補装具での負担問題と連動した問題として、障害乳幼児の生活と療育が大きく変えられるということも関係者の大きな不安になっています。

親の期待にこたえ、乳幼児期にふさわしい発達保障のシステムをつくり上げようと、これまで関係者の献身的な取り組みが進められてきました。が、今回の障害児施設への契約制度、一割負担の導入は、これまで積み上げてきたものを切り崩し、親の期待を裏切るものと言わざるを得ません。障害児施設、療育に一割負担の導入はぜひやめていただきたいことも強調しておきたいと思えます。

また、負担については、まだなおたくさん問題があります。一部障害者の中には、多少の負担はやむを得ないという声もありますが、今回の負担が多少の範囲のものなのか、しかも、一割、二割、三割というように引き上げになる心配はないのか、あるいは上限設定はいつまでの措置なのか、これらのことを考えると、今、一割負担の基本的な問題を改めていただくことが大変重要だということに考えています。

また、負担問題はありますが、一方で三障害の一元

化など前進面もあり、法案に賛成しようという意見もあることは承知しています。確かに、三障害の一元化は長年の私どもの願いでもありました。しかし、こうした改善の方向、制度改善も、一割負担があることで制度利用できないということになりかねません。こうした制度改善を現実のものにするためにも、ぜひ一割負担の問題を慎重に検討していただきたいということです。

最後に、今回の法案が成立できなければ、今後しばらくは障害者施策の充実の可能性はないとか、あるいは十分な財源の確保は難しいといった厚生労働省サイドから言われている話もあります。財務省の出先機関のような姿勢ではなくて、かつてそうであったように、財務省から予算を獲得する姿勢に改めて立ち戻っていただきたいことを強く要求します。

また、時限立法というようにことで支援費制度が二年で失敗しましたが、この自立支援法は何年ものかということも私たち非常に心配しております。三年の見直し、あるいは五年後の介護保険制度との統合での法律がなくなるのかのような、そんな話も聞かれています。そういった不安定な安定しない制度改革ではなくて、ぜひ障害者、家族の願いに沿った制度改革、制度改善を進めていただきたいということを最後にお願いして、私の意見とかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○大村委員長代理 ありがとうございます。

次に、佐藤参考人にお断りをいたします。

○佐藤参考人 上尾の森診療所の院長の佐藤順恒と申します。

埼玉県さいたま市の次の町で、北側にある町でございまして、人口二十二、三万ですが、その町の十九床の入院ベッドを持っております。精神科の診療所の院長をやっております。さらに隣の町に桶川分院というのをつくりまして、そこでは、今、宣伝はやめましたけれども、子供の精神科の治療の方も専門の医師に来ていただいております。

ります。

一方、精神科の医者としてのそういうふだんの仕事と別に、精神障害者の社会福祉施設を運営しておりますあげお福祉会という社会福祉法人の理事長も務めております。ですから、ふだん医療で稼ぎながら、福祉の方で、これは全くボランティアでやっておりますけれども、市と一緒に地域福祉に努力している者でございます。

きょうは、一精神科医として、これまでいろいろこの自立支援法について議論されているのを見てまいったのですけれども、全く一個人として、現場の感想といえますか実情を御報告申し上げます、この法案の中の、とりわけ、いわゆる三十二条問題について意見を述べさせていただきますと思います。

お手元の資料で、私の方は十枚前後の資料をお配りしましたけれども、一番目は、これは、埼玉県内の私の仲間たちの、主に精神科をメーンにやっております診療所で三十二条に関するデータを集めたものです。二枚目が、私の診療所で三十二条を利用している患者さんたちの疾患がどんな内容かということをやっと調べました。三番目に、「三十二条廃止の問題点」、これは、私は書いた方を存じ上げないんですけれども、非常に内容的に、精神科の医療の歴史も含めて三十二条の問題を書いておられると思いましたが、私も詳しくは読んでいないんですけれども、ぜひ後で皆様に読んでいただければと思います、お配りしました。

私は、精神科医になりました三十二年ぐらいたちます。その間に、冷暖房はないし、冷暖房どころか、雨が降ると患者さんの部屋が水浸しになっちゃって、患者さんは隅っこでひざを抱えているような、そういう非常に古い精神科の病院からスタートしまして、もともと近代的全館冷暖房の開放型の精神科の病院、総合病院での心療内科の外来等々を経まして、最終的に私は、今の社会のニーズにこたえるべく、やはり診療所の外来治療がやりたい、それからその中でも入院治療も

やりたいということで、十一年前に診療所を開設いたしました。

その中で、精神医療の歴史を私自身がたどってきたというふうに感じているんですけれども、間違いなく、この三十年間、精神医療、福祉は改善してきていると私は思います。

それは、一つには、薬物の開発によって非常に治療が進歩したこと、それから、精神病院も近年はアメニティーの改善を目指して少しずつでも改革の動きが見られること、それと、もちろん昨今はよくも悪くもマスコミにいろいろなメンタルの問題が取り上げられて、皆さんの興味、関心が非常に向けられていること、そういう意味では啓発が随分進んできたということがあると思います。

そしてもう一つ、私ども、精神科の外来だけをやっていて診療所、うちはたまたま特殊、ベッドを持ってありますけれども、これは全国的にも非常に少数のごさいますので、これはちょっと外していただきまして、外来だけの精神科診療所が、恐らくこの十数年の間に本当に放物線を描いて急増しております、今や精神科の病院の数をしのぐかという勢いでふえているわけです。

そうしたことが相まって、それから精神保健福祉法の制定も含めた国の施策、患者さんたちを地域で暮らせるようにしていくという施策も相まって改善がなされてきているというふうに実感しております。

一番大きいことは、非常に人の目を忍ぶ、私は精神障害者です、精神科に通っておりますというふうには言いにくい、まだまだそういう差別や偏見が残っている中で、精神科の敷居が低くなったということだと思います。診療所でしたら、簡単に言えば行きやすい、それから、ある程度精神科の医療を知っている方にとっては、精神科の診療所だったら、行っても、突然そこで医者の診察の後注射されて無理やり病院の中に連れ込まれちゃうようなことはないという安心感、これは皆さんにはわかりにくいかもしれませんが、そう

いった安心感もあって、精神科の診療所だったらかかっていいという方が非常にふえてきた。そういうことによつて精神科の敷居が随分低くなり、早い段階で治療を受けられるような、そういう状況が生み出されてきているというふうに思います。

そういった中で、やはりそれでも人目を忍ぶ病気でございますから、かかるのには抵抗ありますし、それともう一つ、これも再々言われていることとすけれども、精神科の病気になるのは精神障害は長くおつき合ひしなくちゃいけない病気でございますので、経済的な負担が大きい、そういうことで、やはり三十二条の存在がこれらのベースになつてきたというふうに私は理解しております。

そういう状況の一方で、厳然として、よくなつてはきたけれども、しかしながら精神障害者に対する医療あるいは福祉をめぐっては非常にまだまだ厳しい状況があると思います。私は、学校で教えたたりするときに、この中でこの半年間に内科にかかった方、手を挙げてください、五十人のうち何人か手を挙げます、では精神科にかかったことのある方、まず手を挙げたためしがありませんね。先生方の中で、精神障害者ということであらかじめ告知を受けて事務所なりで雇っていただいてる先生がいしたら、非常にすばらしいことだと思ふんですけれども、私自身も、身体障害の方

は働いていただいております。プラス、働いている職員がうつ病になつちゃう、これは、うちも二十人ぐらいの会社なんです、休職した者も含めて三、四人おりますが、この中途発症というのは、うちが働かせ過ぎだというふうなことも含めて、これはいたし方ないかなと思ふんですが、では、面接のときに私が、私は何とか病院の精神科にかかっているんですけれども雇ってくれませんかと言われたときに、さあどうかとなりますと、はっきり言って自信ありません。

そんなこともひっくり返して、まだまだ厳然とした差別、偏見が残っている、これは絶対忘れてはいけない前提だと思います。随分よくなりました

けれどもそういう障害が残っている。そういった状況の中で、改善してきた中で私たち診療所が担ってきた役割というのは、口幅ったいかもしれませんが、とても大きなものがあるというふうに自認しております。

具体的に僕らが、では、精神科の診療所というのは何をやっているのかということをやっとだけお話しさせていただきます。

まず一つは、精神科の病院と来られる患者さんの層が全く違います。

精神科の病院は、皆さん、ある程度もう御承知になったと思うんですけれども、基本的には統合失調症の患者さん、多くは、自分自身が進んで治療を受けようという認識も持てないような方たちを対象に、入院を中心とした医療をずっと担ってきた。ですから、統合失調症、あるいはごく少ない例として、いわゆる双極性感情障害、躁うつ病の躁状態ですと精神科の病院にかかるということになりすけれども、おおむねやはり御家族に連れられてという形が今でも多いのではないかと思います。私が精神科病院に勤めていて、閉鎖型の時代は、六年ぐらいたつて初めて、高校生が学校に行けなくなつちやいましたというふうな自分でも、来て、私は非常にびっくりした記憶がありますが、開放型の病院では、もうちょっと御自分でも訪れる方がはちふえてきた。

精神科の診療所になりますと、今では中学生、高校生が、実は親に内緒でお金もないんですけれども、先生、相談に乗ってくれないかというふうな、友達や、場合によると彼女、彼女と一緒に来たりする、隔世の感があります。そういう方たちが来る、これは精神科の病院では絶対考えられないことです。

要は、相談の内容が違います。統合失調症といえ、精神科の中では一番大事な、数多い病気でございすけれども、それ以外の、医学的あるいは生活面ではもう少し程度の軽いと言われている神経症、あとは、あえて誤解を恐れずに言うならば、人格障害といえ、今話題になつておりま

す。それから、食べては吐いてしまふ、あるいは、食べずにごんごんやせていって死んでしまふような摂食障害、そういった、細かい話は申し上げませんけれども、医学的には神経症と言われる形の受診というのは、これはもう精神科の診療所、まず精神科の病院には行かれませんか。

何よりもやはりうつ病、躁うつ病じゃなくてうつ病、サリリーマンとか中高年のうつ病の方たちがごんごん私たちの方に来られます。それと、いわゆる不登校、引きこもり、家庭内暴力、こういった相談も、大体は精神科の病院には行かれない、やはり診療所あたりに来られることが多いと思います。そういうことで、これは精神病院がいろいろ悪いという問題でなくて、数居の低いところに多様なニーズが押し寄せてきている。

僕は、極端なことを申し上げると、私の仲よくしているある精神科の病院のドクターなんかは、いわゆる人格障害という診断のついた患者さんが入院させていただき、いかって来ますと、君は佐藤先生のところに行きなさいというふうにぱっとパスされてしまふなんという実情があるんですが、それは、誤解を恐れずに言うならば、統合失調症や躁うつ病の患者さんたちは薬物療法がメインなんですけれども、いわゆる神経症の方たちは、それだけにとどまらず、家族との調整、それから、若者たちが主ですから、学校との関係、彼氏、彼女との恋愛関係、もろもろの人間関係、いろいろな環境要因まで含めた治療をやらなくちゃいけない。成長がうまくいっていない部分を医療がどれだけやれるかという部分がございまして、非常に手間暇がかかります。

そんなことで、診療所とか、これは恐らく総合病院の外來なんかもそうだと思いますが、そういう非常に手間暇のかかる患者さんたちがたくさん来られるというのが、間違いない実情だと思います。それとプラス、この間、やはり子供の問題が非常に大きいと思います。精神科で今非常に立ち回ってきておられるのは、子供の医療ができない、診

られるお医者さんも少ないし。それから、救急が今、埼玉でもシステムが発動し始めたばかりですけれども、それへの対応がとれている。

その子供についても、先ほど私、自己紹介で看板をおろしましたと申し上げましたけれども、子供の精神科的な治療を発達の問題も含めてやるのは、それこそ手間暇がかかって、全く経営的には赤字ですね。絶対に成り立たないと思います。ですから、最初看板を出しましたときは、予約があつたという間に何カ月先になつてしまふ。これは全国的にそうであつて、そういうことで、看板を出しているドクターは非常に少ないんですけれども、どうしてもというところで頼まれて子供さんの精神的な問題に対応しているのは、精神科の診療所が非常に多いと思います。

現実的には、看板を出してやっているのは公立病院なんですけれども、そういうところはそれこそ埼玉でも半年一年先という予約状況ですから、ひそかに、とにかく急ぐ、何とか診てくださいますというふうなケースに関して何とか対応しようというのが診療所のドクターたちではないか、私は埼玉の中ですらそういうふうにごんごん感じておりますし、全国的にもそういう状況があると思っております。

そんなこんなで、まとめますと、精神科の診療所というのは町の開業医ですから、その中の精神的な問題に対する地域の多様なニーズに対応せざるを得ないということだと思います。まして、プラス、まだまだそういうメンタルな問題について、自分自身が相談することについての差別、偏見というのは非常に大きいわけですから、それに抗して気長に治療を続けるためには、やはり経済的な負担はとて大きくないので三十二条は必須ということなんです。

現実問題、先ほど人格障害という言葉を出したけれども、いわゆる自分が困難にぶつかったときに手首を切ってしまう少女が多いです。それから、ODと申しまして、薬を大量に服薬して自殺を図る、そういった若者たちが非常にふえてい

て成長過程に何らかのゆがみを持って、非常に生きづらい若者たちです。それには、もつと大きなことを言えば、若者たちが希望を持って暮らせるような社会をつくつていこうよという話になつてしまふのかもしれないけれども、僕はそれに

対応しなくちゃいけない。実際、自殺率が非常に高いです。彼らは自殺未遂を起こしますから、頻回に救急病院に行くことになりまふ。それから、家族との調整も含めて、週に何回も来させないと問題を起こしてしまふ、そういうこともあつて受診回数も多い、それから薬も必要、だけれども、薬は必要なんだけれども、その薬をたくさん飲んで救急病院にかかる羽目になる、それから時には入院治療も必要になる、そういったことで家族の負担は非常に大きいですね。そういう方たちの治療というのは、最近精神科の病院でも随分関与してくるようになったんですけれども、まだまだ一部で、おおむねは精神科診療所の外來で非常に苦闘している部分です。

ということ、そこで、お配りした資料のアンケートを見ていただきたいんです。①は、三、四十施設、埼玉県内の私の仲間たちで集めたデータで内部的な資料ですけども、どんな方たちが三十二条を利用しているかということの説明です。埼玉だけなんですけれども、社会保険を見てくださいます。社会保険の方、これは家族、本人を含めて四〇〇の方、三十二条の利用をされております。要は、社会保険ということですから、少なくとも大体はお父様が会社勤めでおられる家庭というふうにごんごん考えてよいと思ふんですね。ましてや、その四〇〇の方のうちの一割は御本人自身が会社に勤めておられる。

この数字は非常に大事なことで、三十二条の対象が所得によつて変わるとはいつてもその影響は非常に少ないよという数字を出しておられて、今現在三十二条を利用している人たちの世帯のうちで課税世帯は一、二割だという推計でしたよ。あ

れは僕、えつ、こんなのはうそだと即思いました。これは、社会保険の数字を見ただけでもそんなことはないはずであつて、どこからそういう数字が出てきたのかちよつと知りたいんですけれども、それは実態にそぐわない数字だと思ひます。

ということ、例えば、一つは、所得の問題からも、三十二条が変わつてしまふと非常に影響が大きいだろうということ、②の方は、私の診療所で三十二条を利用している方の疾患がどんな割合かということです。これも全国的にそんな大きなずれはないと思ひます。

やはり圧倒的に、F2というのが統合失調症という精神科メインの病気でございすけれども、この方たちがはつきり言つて多いですね。これはもう免れません。どこでも同じです。F31、33、他のF3、これがいわゆるうつ病を広くとつた部分でして、これだけで相当、統合失調症と同じぐらいの数値。あとは、F4というのが私が先ほどから申し上げているような神経症、F5というのが主には摂食障害、それからF6というのが人格障害。そこら辺の方たちが非常に多いわけであつて、これは恐らく、精神科の病院の外來の患者さんなんかと比べますと、かなり大きな違いが出てくると思ひます。

ということ、診療所の外來で診ている患者さんたちといひますのは、ある程度の所得はあるけれども、比較的若くて、統合失調症はもろろいけるけれども、症状的にはもうちよつと軽くて、青年期あるいは二十代ぐらい、そういう患者さんたちが非常に多いという実態を知つていただきたいというふうと思ひます。そういう方たちは、ほとんど働くというところについては難しいので、治療を継続するためには何が何でもやはり三十二条というベースがないと非常に大変になると思ひます。

今回の自立支援医療について私なりにちよつと考へてみたんですけども、基本的には、医療と福祉というのをちよつと理念なく一緒にしたところ、今回の法案の無理があるんだらう

と思います。やはり医療というのは、その都度その都度、先生方おっしゃってられるように、精神の病氣というのは、ストレスに対する脆弱性もありまして、一たんよくなってもまた悪化するということとは避けがたいことでありまして、長く治療を必要とする、それぞれにそのときそのときに応じていくのが医療でありまして、障害は、これまではある程度固定した生活上の障害に対する対策ということになるんだと思うんですけど、それを一緒にすることにはまずどう無理があるんだろう。

ただ、私、もっとさらに、最近初めて障害ということについてちょっと勉強してみたんですけど、でも、ICFという国際生活機能分類というのを見ますと、これはもつとすごく、環境というの

のまで障害に含み込んで考えましょう、そのときに心身は一緒に考えましょう、そういう意味では三障害統合なんですけれども、環境も含めて考えましょうというような考え方だというふうに理解しているんですが、最終的には、私は、精神障害、あるいは知的障害の方も、もちろん身体障害の方もそうだと思います、差別、偏見の状況というのは特に精神障害では際立っておりますので、そうした環境の問題を抜きにしては障害の問題は考えられない。

それからもう一つ、障害固定ということについても、やはりもう一回きちんと考えなくちゃいけないんじゃないかという気がします。慢性関節リウマチというのは統合失調症と似ているというような話がある先輩がおっしゃっていたんですけども、身体に関してもよくなったり悪くなったりありますし、それから、風邪をこじらせたときに会社に行けなくなったり休んだのを障害と考えるのかどうかとか、そのときに、風邪を引いたぐらいでは休ませてくれない会社だったんで、肺炎を起こして入院しちゃったかどうか考えるのかとか、いろいろなことを踏み込んで医療と福祉、障害という問題は考えて、その上で施策をしていくのが本来の姿ではないかというふうに考えております。

ます。

最終的には、私は、この法案、三十二条が何かなくなっちゃうんじゃないかという話を耳にしたのが去年の九月です。こういう大事な問題が、もう半年以上たつたんですけども、急速に、議論もなく、耳にも入らず、厚生労働省のホームページを見れば出てくるよというふうに言われるのかもしませんが、新聞にも載らない、テレビにも何にも出てこない、そんな状況でどんな事態が進んできた、そういう拙速に私は非常に危惧を抱きました。そういう意味で、今回の法律そのものは、できれば、私、政治の世界はよくわかりませんが、直すべきではないかというのが私の最終的な気持ちです。

ただ、どうしてもしょうがないということであれば、精神科の医者としては、少なくとも三十二条については、その内容について、重度かつ継続というのは、先ほど申し上げましたように、神経症の方たちだって重度かつ継続です。もう何年かの間、私たち、それこそ大変な思いをします。毎日のように、手を切りたい、何とかして欲しい、先生と。時には、救急病棟のドクターから連絡があつて、薬をたくさん飲んでしまった、それを何とかしてくれと。そういう方たちを、何とか大人になるまで死なないで何とか生き延びてくれることを少しでもお手伝いできるだけなんだというふうに僕なんかは言うんですけども、その間の僕らの努力、医療、その患者さん一人に対する努力は物すごいものがあります。

そういう意味で、重度かつ継続についても三つの病名なんかでくくってしまうのではなくて、やはり現実問題、その患者さんの今置かれている状況に応じて、僕らでいえる状態像ということでございますけれども、これは以前、厚生労働省の方も、状態像で判断しようというところが出ていたわけで、それに基づいてやるようにしていただきたいというのが切なる願いでございます。

自立とは何かとか、そもそも医療に自立支援なんというのをくつつけて何なんだと僕は思うんです。働けない人がいるわけで、働けない人を守るのが、応能じゃないですけども、できる人はできない人を少しでも支え合つて生きられるような社会をつくっていくみたいな僕なんかは思っているんです。そういう意味で、自立支援とは何なんだろうなというところも含めて、本当はもつともつと皆さんと話し合い、考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

どうもありがとうございます。(拍手)

○大村委員長代理 ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○大村委員長代理 これより参考人に対する質疑に入りますが、その前に、参考人の方々に一言申し上げます。

私ども衆議院は、六月から、室温二十八度に抑えるということで、ノーネクタイ、ノージャケット、軽装で審議に臨むこととさせていただいております。この部屋も、ひよつとしたらちよつと暑いかもしれませんので、私どもだけ軽装では恐縮でございますので、どうか、差し支えなければ上着を脱いでいただいて、ネクタイを外していただいて、また軽装で御答弁に臨んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。御法川信英君。

○御法川委員 自由民主党の御法川でございます。

きょうは、六人の参考人の方々、本場にありがとうございます。本来であれば、五月中にこの六人の皆様が集まっていたら参考人質疑をやるということで委員会の方では決めておったわけですが、さまざまな事情があつてきょうになつてしまつたわけですが、時間の変更にもかかわらず、

皆様いらしていただいて、大変貴重な意見をそれぞれの立場からいただきました。本場にありがとうございます。

今、各参考人の皆様が述べられた意見について若干の質問をさせていただきたいと思いますが、何しろ、六人の皆様で十五分ずつの意見の開陳をなされた、片方、我々は二十分ずつの時間でございまして、皆様に質問ができるかどうかちよつとわかりませんけれども、できるだけ御協力をお願いしたいと思います。

最初に、松浦坂出市長様と山本全国町村会会長様から、行政の立場からということで御意見をいただきました。その中で、まず坂出市長の松浦様にお伺いします。

この法が施行されれば、市町村、一番下の行政は事務量的な部分での負担が非常に大きくなる、それに伴つてやはり財政的な負担がふえるだろうということ、概観的なこととか、そういうお話としてわかりますけれども、具体的に、もし概算があれば教えていただきたいんです。例えば、事務量としてはこのぐらいふえるから人がこのぐらい必要になつていくんだろう、あるいは、認定に對して我々の町では、例えばこれぐらいの障害者の方々がいらつしやるからこれぐらいのものが必要なんだろうということをもし既に御計算をされていれば、大体で結構ですので教えていただきたいと思いますが、もしその辺のことで御意見がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

○松浦参考人 先生が御質問をされるときにネクタイを着用していらつしやいますので、私も背広とネクタイ着用でお答えを申し上げます。

率直に申し上げて、数字をつかんでおるわけではございません。ただ、今の支援費の制度ができてから、地元の負担も倍々でふえてきております。そういう金銭的な負担は、これは直接出ていく水がふえておるわけでありまして、これからこの法案が実施されますと、多分、介護認定制度とかに似た、いわゆる障害の認定もなされるわけ

でありまして、そういう面での事務量というのは
確実にふえると思っております。

ちなみに、私も、昨年の決算は、財政調整基
金も取り崩しておりますので、そういう中でふえ
てきますから、相当至難のわざと申したい、ある
いは不可能かもしれない、こういうことでござい
ます。

〔大村委員長代理退席、宮澤委員長代理
着席〕

○御法川委員 ありがとうございます。なか
か、なってみなくてはわからないという部分もあ
ると思うので、大変ありがとうございます。

また、山本全国町村会長様に一つお伺いしたい
と思います。

先ほどのお話の中で、障害者自立支援法案の内
容についてできるだけ地方の自由裁量に任せてほ
しい、規制なんかはできるだけ減らすような方向
で、市町村のあり方に対して自由な裁量に任せて
ほしいという御意見があったように理解をしてお
ります。

一方で、自由裁量に任せたとときの格差という問
題があると思うんですけども、この辺のバラン
スといいますか、その辺についての御所見があれ
ばお聞かせをいただきたいな、そういうふうに
思っております。

○山本参考人 自由裁量というのは地方分権上ど
うしても必要なことなんです。今まだ障害者福
祉については、正直なことを言っても、では、何名
いるんですかとほんと尋ねても、何名いるんだと
即答できないような、そういう把握状態なん
です。それは、国が責任を持つのか、県が持つのか、
市町村なのかという、そこらあたりがはっきりし
ていないというところもありまして、ですから、
私は、国が今度の改正で一定の基準を決めていた
だいて、その基準の範囲内で自由に市町村がやれ
るようにすることの方がいいのではないかと。そ
ういう意味で、市町村の方もできるだけ力を発
揮して障害者の対策に当たりたい。だから、そこ
らあたりでどうしても自由裁量というのが出てく

るわけですね。

自由裁量でやると格差が出るんじゃないかとい
うことをよく言われます。しかし、それは一定の
基準を超えなければ格差は生まれませんと思いま
すので、あるいはまた、下になるとまた格差が生
れますから、ちょうど中間あたりでうまく考えな
がら裁量権を発揮していくというやり方をすれば
格差は出てこない、私はこういうふうに通じてお
りますので、地方の方も力を大分つけてきており
ますけれども、まだまだ力不足のところがありま
すけれども、努力によって解消したい、こう思っ
ています。

○御法川委員 ありがとうございます。

先ほど山本さんの御意見の中では、その後でス
ケールメリットを生かして広域的な運用の仕方も
あるのではないかとというようにお話もございま
して、これなんかは自由裁量という問題と密接な
かわりがあるのではないかなと思っております。
実は山本さんに一件だけ、障害者自立支援法と
は全く関係ない部分というのか、介護の方はゼロ歳
からやりなさい、被保険者については段階的に下
げていった方がいいということを最後にちよっと
御意見を述べられました、この段階的というこ
とは、最終的にはやはり二十まで下げよう、そ
ういうことなんでしょうか。

○山本参考人 お答えします。
介護のことを申し上げたのは、私は、そういう
支援制度というのはもう一本化した方が、一元化
した方がいいと思えますね。ばらばらでやってお
りますと、どうしても先生のおっしゃる格差とい
うものが生まれてきます。今度は制度間の格差が
出てきます。

介護の場合は、一挙に二十まで年齢引き下げを
やりますと、どうしてもやはり抵抗が生まれてく
る、こういうように思います。ですから、今は四
十歳までですから、三十歳に下げる、あるいはそ
の次からは五歳ずつ下げて、何年かかけて、例え
ば三年なら三年計画で二十五歳まで持っていく、
そして状況を見た上で、これならもう国民的な支

援が得られるということになったときに、二十ま
で下げてもいいんじゃないでしょうか。

だから、一挙に二十まで行くと抵抗が非常に強
い、私はそういうように思いますので、そう申し
上げました。

○御法川委員 大変ありがとうございます。

次に、江草先生の方に一つお伺いをしたいと
思っております。

今、この障害者の法律等々について大きな転換
期だというお話をいただきました。その中で
私はちよっと江草先生にお伺いしたいんですけれ
ども、自立ということを考えたときの、障害者の
方々、働きたい人たちに対していかに働いていた
だくかということで腐心をしていらっしゃるとい
う話を聞きまして、江草先生の協会の方でもさま
ざまな形でこれについての取り組みをしていらっ
しやると。単なる授産という言葉ではとどまらな
い、いろいろな施策をされていると思えますけれ
ども。

例えば、先ほどは、法定雇用率をもう少し引き
上げた方がいいのではないかなというお話があり
ました。今、大体五十六人に一人というぐらいの
法定雇用率になっているとは思いますが、これを
具体的にどれぐらい引き上げるかというの
は、そのときそのときの状況、あるいは障害者の
方たちの状況なんかもよると思いますが、働け
る人が働けるような環境をどうやってつくってい
くかということに対して、もう少し御所見がござ
いましたら、お聞かせを願えますでしょうか。

○江草参考人 お答えいたします。

私が申し上げましたのは、働きたい人が働ける
ということについて申しますと、ある方が、知的
障害の方の福祉施設で、百人の定員で一年間に一
人しか外へ出られない、出ていないじゃないかと
いうふうな御指摘がありました。現実にはそのとお
りですね、数字でいいますとそういうことになっ
ておりますが、それは、福祉施設が抱え込んでい
るのではないのであって、出そうにも出ていく先
がないということなのであります。出ていく先と

は、先ほど申し上げました、今先生御指摘がござ
いましたような、働く場所があればいいわけであ
ります。

働く場所ということについて申しますと、働
きたい人がいるときに、もともと働いてもら
いたいんですよというふうな姿勢を企業が持ってい
ただかなきゃいけない。そのためには、特定子会
社というふうなものが法律にもあるそうでありま
すけれども、ともかく子会社であろうとも連結で
雇用率を高めることができるんだという仕組みに
なってきたことは、これは一つは働ける場所にな
るだろうと思うんですね。

私どもの方で申し上げますと、私は身体障害、
知的障害あるいは高齢者、さまざまなサービ
スを提供している法人なんです、知的障害の方ある
いは身体障害の方が、高齢者の施設の方で部分的
に仕事をしておる。例えば、おしめを集めて運搬
する、あるいはでき上がった下着を運搬してこれ
を整える、あるいは清掃、こういうふうなことも
やるわけですね。

そうしますと、結構、一人一人は比較的高い能
力の人、比較的低い能力の人との差はありますけ
れども、トータルで見るとかなりの仕事量をこな
しておる。そこでは、仕事に応じて給料を払うん
じゃなくて、まず一生懸命やっていると、このこ
とでみんな一律に給料をもらう、その上に若干の能
力給がついておる。こういうふうな形があります
と、七万、八万というふうな月額のそれがあるわ
けです。それに年金を加えると十三万、十四万と
いうことになりまして、結構喜んで社会生活がで
きる。

そして、その人々はどういう生活をしておるか
という、施設の比較的近いところに住居を設け
まして、これをグループホームといっております、
そこで生活しながらそこから通ってくる、こうい
うやり方ですね、こんなことがあります。

そうしますと、私どもの法人で申しますと、約
二十の五人あるいは四人の生活単位のグループ
ホームがあるわけなんです。四人あるいは五人が

二十あるということは、百名定員があるということになりますね。それがありますと、相当程度の方が、百名の定員で一人しか毎年社会参加ができないということじゃなくて、二人も三人も四人も出ていくことができる。さらに、これはほかにも職場があるわけですから、今私は私どものことだけ言ったわけですから、さまざまなところへ出ていっていきますとこれはできる、こういうことであります。

○御法川委員 大変ありがとうございます。

次に、中西参考人にお伺いをしたいと思います。移動介護の部分についてちょっとお伺いをしたいんですけども、この部分が個別給付としては廃止されるということで、今度は地域生活支援事業というもののガイドヘルパーの制度に変わるということになっております。この点について、中西さんの方の御個人あるいは協議会の方で大変な御心配があるということでございましたが、この点の内容について、もう少し敷衍をしていただければと思います。

○中西参考人 この場で返事させていただきます。時間がかりますので。

この支援費制度になる前に、今の視覚障害者ガイドヘルプサービスはどうなっていたか。自立支援法で今度、地域生活支援事業になるわけですが、この形は、その以前のヘルパー制度とそっくりの制度が再現されることになると思うんですね。

その状態は、十六ページの資料を見ていただくと、ここに、知的障害者それから視覚、全身性のガイドヘルプサービスの実態があります。ここでは、時間制限があるのに加えて、目的制限、内容制限まで加わっております。文化教養目的外出限定とか、それから時間も九時から十七時とかいうふうな時間制限が入るといような、制限を設けることによって利用抑制するような形があったわけですね。

こういう状況のサービスに戻ってしまうということ、我々非常に心配しております。地方財政というのはいき詰まっておりますので、我々は個

別給付に残していただきたい、我々一人一人の介助をきちんと確保していただきたいというのが希望です。

それから、移動介助というのは自立生活の基本でありまして、知的障害者の方なんかは、まず外へ出ていく、そこでいろいろな体験を積んでいくことによって、ああ、自分は親や兄弟だけじゃなくて一般の介助者と一緒に外へ出られる、そこでいろいろな体験を踏むことによって、ああ、自分はいよいよ親元じゃなくて一人暮らしの方が楽しいなというふうになって、自立へつながっていくんですね。その導人のところの移動介助が保障が十分でないということになりますと、施設から在宅へという流れがとどまってしまう心配があります。

そのことを非常に心配しているのと、今の形での事業所が今度変更されるかもしれない。以前は社会福祉協議会がほとんどのサービスの担い手でしたから、そこに行きますと今まで自分の選んでいた介助者が選べなくなってしまうという問題が起りまして、知的障害者や重度の脳性麻痺の方などは言語障害があつてうまく通じない、知的障害者でも自分の意思をきちんと聞いてくれる人が少ない中で、恐らく介助利用ができなくなってしまうだろう。

そのことも心配しておりますので、ぜひとも個別給付でということをお願いしたいと思っております。

○御法川委員 ありがとうございます。

時間が迫つてまいりましたが、白沢参考人に一言お伺いをしたいと思います。

先ほど一割負担の問題で御意見をいただきましたけれども、基本的な考え方として、応益負担という考え方が問題だと思つていらっしゃるのか、それとも、応益負担ではあるけれども一割というのは多過ぎるというふうなお考えであるのか、その辺はいかがなものか、御所見を聞かせていただきたいと思っております。

○白沢参考人 私ども自体は、この議論の中で、応益の益は利益の益というふうなことで、社会保

障審議会の障害者部会の中でも議論になって、非常に多くの障害者が、益なのかということ、みずからのサービスを問い直して考え、そうなんだろうとかという不安を持ち、実際にそのサービスを利用することを通して他の市民と肩を並べて社会参加をしていくという点で考えれば、それは益ではなくて、自立、あるいは同等の権利を保障する一歩ではないかというふうな、そんな議論があつたかと思うんですけども、まさに私たちもそういうふうな受けとめております。

今回の、定率負担という表現もいろいろありますけれども、そもそも、やはり今の所得の少ない状況の中で、一割という金額がどのような生活への影響を及ぼすのかというふうな考えると、本当に底辺の障害者自身は負担し切れない、サービス利用を断念せざるを得ないということが広がっていく心配を私たちは懸念してまして、応益という問題についてはぜひ見直していただきたい、そんな要望を持っております。

○御法川委員 ありがとうございます。

佐藤参考人、大変申しわけないのですが、時間の方がちよつとなくなつてまいりましたので、大変貴重な意見、ありがとうございます。

この間の参考人質疑にもありましたけれども、枠組みとして、障害者に対する支援の法律の枠組みを一元化していくということに対しては大筋で御理解を得られているようですけれども、やはり細目の部分で、ここはどうなんだ、あそこはどうなんだというところで、いろいろな御批判、あるいは御疑念、御心配があるというのが現状の審議の状況ではないかと思つております。今後、皆様の御意見を参考にしながら、よりよい法律づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、これからはよろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございます。

○宮澤委員長代理 次に、福島豊君。

○福島委員 公明党の福島豊です。

本日は、参考人の皆様には、大変貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

まず、松浦参考人にお尋ねをしたいのであります。

まず、支援費制度が破綻をした、このようによく言われるわけでありまして、あのときには、社会福祉基礎構造改革ということで、私は大変長いこと時間をかけて議論をしたような気がいたしております。破綻をしたという見方もできますが、一方で、従来、障害者の福祉サービスを使える人がやはり限定されていた、そういう意味では、日本の障害者福祉のすそ野というものがどれだけ狭かったのかということの裏返しではないかというように思いがいたしております。

現に、支援費制度がスタートしてから、市町村の格差というものは大変大きなものがあります。これは、措置制度のときにはもっと大きな差があつたのだらうと私は思います。やるどころとやらないところとある。それが、障害者の方々が権利として使える、こういうことになったので、その格差がようやく埋まりつつあるのだらうというふうな気がいたしております。

地方分権ということも大事でありますけれども、こうした地域間の格差、これはどうしてこういうことになってしまったのか、このあたりについて参考人のお考えをお聞きしたいと思います。

○松浦参考人 お答えを申し上げます。

大変難しい御質問でございますが、先ほど御法川先生が御質問いただきましたときに、倍々ゲームでふえておるといふ言い方をいたしました。具体的には、これは市費が四百万、八百六十万、二千万という格好で十四、十五、十六とふえております。それでは、私どもは障害者に対して、今まで、十四年度以前は軽視をしていたのかということとを言われますと、行政を担当しておりますと余りそういう実感はないのです。かえつて支援費制度ができたために非常に掘り起こしが進んだのではないかと。例えば、介護保険で要介護一と要支援がどんどんふえました。そういうことと同じように私は、いわゆるノーマライゼーションの理

念、考え方がいろいろありますと、喜んで障害者施策をやろうという一般の意識。それから、私は、やはり障害者の皆さんにぜひ、ノーマライゼーションは当然だとはいいながらも、リッチな人もブアな人もたくさん国民の中にはいらっしゃるって、そこから税金をちよだいして、その税金を使っているわけです。ですから、ここまで世の中というのはよくなくてきたかという感謝の気持ちを持って使っていたら、ありがたく使わせていただくということも多少は持っていたらいいかと、一般の納税者の理解というものはなかなか得られない。そういう意味で、ノーマライゼーションというのはまだまだ浸透度が足りませんので、その浸透度とあわせて、もろもろの福祉政策というのはやっていく必要があるのだからと思っております。

決して、支援費制度が、私が申し上げましたように、理想の制度でありますから、それを否定するものではないのですが、そこまで一般の社会通念というのは熟成をしておらない、こういうことでございます。

○福島委員 今、参考人、ニーズの掘り起こしがあつたのだからという御指摘で、私も同感であります。

本日に障害者の自立と社会参加ということを考えると、まだまだこうしたサービスの充実というものが当然図られていく必要がある。ただそれは、主に税金ということでありますから、皆で支え合おうという観点からいえば、障害者の方も含めどもにどう支えていくのか、こういう視点が大事だ。ノーマライゼーションというのはいろいろな意味があると思いますけれども、どのようにしてサービスを支えていくのか、こういう観点においてもお互いという考えを持ってほしい、こういう御指摘ではなかったかと思えます。

これは、山本参考人、介護保険との統合の話がありました。介護保険の理念というのは、基本的に私はそのあたりにあるのではないかと、いうふう

に思っております。国の財政支援ということも極めて大切なのでありますけれども、私の個人的な思いは、例えばスウェーデンのように、コミュニティで、みずから提供するところの障害者のサービスはその地域の人々が負担をしていく、そして負担と給付の関係というのがリンクされている、こういうことが非常に大切なんじゃないか。

ですから、現に、どの程度のサービスを給付するのかということにおいては、いろいろな議論があつて、いろいろな悩みがあつて、ではここまでやろう、こういう議論がなされているのだと思います。そのことのために、私は、地方分権ということでは進めなければいけないし、それはある意味で、どのようにして皆で支え合っていくのかというふうな精神に基づいたところの分権でなければいかぬ、こんなふうなふうに思っておりますけれども、山本参考人にお考えをお聞きたいと思

います。

○山本参考人 援助というのは、公助、共助、自助、この三つがあつて成り立つものだと思っております。

私も直接の担当者は、障害者だから、介護だから、医療だから、あるいは福祉だからといって一つ一つを分類してやるというのは非常に難しいのです、正直な話。それよりも、一元化しますと、格差が減ってくる、そしてみんなが一樣にやる、そして同時に体制も一つでやれる。こういうことでございます。

障害者の福祉はこうであつて、障害者の福祉にはこうやったらけれども介護の方にはやらなかった、介護はこれだけやるけれども障害者の方にはこれはやらなかったというふうなことがあつては、私も行政の責任者としては、非常に不公平感を自分自身に生んでくることになるわけです。ですから、そういうものはできれば一元化して実施した方がやりやすい、こういうふうには常に日ごろから主張しているのですし、同時にまたそのあるべきだと思っております。

ですから、そういうようなものは、全部、国ばかりが援助するのではなくて、みんなで支援をし

ていく、そういうようなあり方が一日も早く実現するように努力することが必要だ、私はそう思っておりますけれども、まだそこまではないので、その間、国の強力な支援が必要である、こういうことでさつき意見を申し上げさせていただきました。

○福島委員 次に、江草参考人にお尋ねをしたいのでありますが、今回の障害者自立支援法案、いろいろな議論があります。画期的な法案である、私もそう思っております。ただ、不安もたくさんある、そしてまた見直すべき点多々あるというふうな思っています。

その中で、非常に大切なことは、介護保険制度がスタートしたときに、将来こう変わります、そしてそれを支えるために介護のサービス基盤を構築すると、ゴールドプランをつくったわけであります。そうすると、将来こうなっていくんだということがよく見えた。しかし、今回、現に改定された障害者プランがありますけれども、この新しい制度のもとで給付は必ず伸びていく、私はそう思います。それはどういふふうにつくり上げていくのかという、そしてまた、施設から地域、これは私は必ずしも一律の話じゃなくて両輪だと思っておりますけれども、そういうことについても将来ビジョンというものを示さなければなりません。

介護保険のゴールドプランに匹敵するような取り組みが同時にあつて、私は、障害者の方々にもこの法案の持つ意味というのがよくわかっていただけるんじゃないか、それは給付の水準の問題も同じでありますけれども、そのように思いますけれども、参考人の御意見をお聞きたいと思

います。

○江草参考人 お答えいたします。先生おっしゃっていただきましたように、そしてまた私が申し上げましたように、福祉圏というのが描かれるということになっておりますけれども、福祉圏というのは、言葉の上ではおっしゃっておるけれども、中身は一体何なのか。それは恐らく、施設から地域生活へとか、あるいは一人一

人の尊厳が守られるとかいろいろ言うわけですが、そういうものを約束するような流れ、システム、そういうふうなものは、例えば人口三十万だったとれぐらいな規模で行われたらいいのとか、今、五万、六万の合併した小さい市が多々ございますけれども、それだったらどうなつたらいいのか、こういうことは非常に大きなことではないかと思うんです。

現に、私は岡山県でありますけれども、岡山で地域に三万、五万ぐらいの新しい市があるんです。その何人かの市長さんにお目にかかると、今先生おっしゃったようなことをおっしゃるんですね。江草さん、あなたはこう思う、こうおっしゃるんですが、それは私がこうあるべきだということじゃないので、おたくの町にいらっしゃる何百、何千の障害者の方々が安心して暮らせるようにするにはどうしたらいいのかと。通所があつたらいいだろうか、もちろんいいですね、しかし、ショートステイという必要が出たときにはどうなさるんですかということですね。それから、医療が必要である方もあるだろう、そのときにはどうするんですか、こういうことを考えてみた方がいいですよということを申し上げました。

そんなことでございますから、恐らく私は、自然発生的に各福祉圏ができてきたら、それがあり方を模索するということも大事でしょうけれども、一方では、しかるべき立場で、国あるいは都道府県がかくあるべきではないだろうかというモデルを示す必要もあるのではないだろうか、こんなふうな思っております。

○福島委員 ありがとうございます。

次に、中西参考人にお尋ねをしたいのでありますけれども、重度の方々が地域で生活をする、そのためにはどうしたらいいかということ、長年にわたつて御努力を続けてこられたと承知いたしておりますし、先ほどのお話も大変興味深いものであります。

今回の法案の中では、重度包括、こういった新しい制度ができるわけでありまして。先ほどの具体

的なお話の中にありますが、例えばALSの患者さんなど、筋ジストロフィーの話もありましたけれども、最重度の障害者の方々が、この枠の中で本当に安心して在宅で暮らせるのか。施設から地域に出てよかつたという先ほどの話は、胸を打つものがありました。特に、ALSの場合、こうした場合には人工呼吸器の装着等の必要がありますし、一人一人、ニーズも大きく異なっているということもあるだろうと思います。

こうしたことに柔軟に対応できるような仕組みにする必要がある。これは、具体的には法案というよりも、その後の政省令の話になると思いますけれども、どういったあり方が望ましいのかということについて、参考人のお考えをお聞きしたいと思います。

○中西参考人 ありがとうございます。

ALSなど呼吸器をつけた重度の障害者ですけれども、この方々が地域で暮らしていくのは、突然にそういう形でALSになるんですね。予想もしないときに、四、五十代で発症する。ですから、精神的にも非常に不安感を持っておられます。その意味では、精神的なサポートも介助者に求められます。ベテランの介助者じゃないとなかなか対応できない事態になります。

また、介助の方も、一人介助だけでは対応できなくなります。おふろなどは、手動型の呼吸器をその間使い、そして二人の介助者が体を洗い、もう一人がベッドサイドで人工呼吸器のセットをして待っているというふうな状況でなければ、入浴もできないわけです。ですから、一般に考える一人介助の状況を予想されているのは、包括の方、ALSの方の場合は生活が不可能であるということの一つです。

それから、新しい介助者が入る場合も、相当、数カ月ぐらい、呼吸器の管理、それからまぶたの開閉で会話される方は、あかさたなはまやらわとやって、か行をおろすというふうなことでコミュニケーションします。非常になれていないと、その会話が読み取れないわけですね。ですから、

そこに習熟するまでにまた時間がかかるということ、新しい介助者を入れる場合には、カナダのオンタリオ州でも二、三カ月、数カ月の、同時並行的に二人の介助者が入れるというふうな制度設計をしております。

そういうような制度設計をしないといけないところなんですけれども、包括制度というのは、単価をその範囲内でまとめて、安上がりで介助者を集めて、本人がやってもらえたいというふうな色彩が濃厚なように我々には思えるんですけれども、もしも単価切り下げの策として包括制度がされるのであれば、これだけ大変な介助、一瞬もまぶたの開閉を見逃さないように見なければいけないわけですから、重圧な介助になりますよね。責任も重い。それを担える人たちが安い単価ではできないということでは、最重度の人の身体介助の単価が下がらないような単価設定を考えていたのではないかと、このサービスを受ける事業所は一つもなくなってしまうということになりかねないと思います。

今でもALSの方の介助を引き受ける事業所は、私の市でも一つ二つしかない。ほかの市では一切ないところもあるかもしれません。ですから、相当な賃金を保障してあげることも必要かと思えます。そういう整備をされることは、この重度包括を制度化するときには考えていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○福島委員 適切な対応が必要であるというふう

に残り時間も少なくなりました。佐藤参考人にお尋ねをしたのでありますが、精神医療の通院公費の問題ですが、厚労省で平成十四年度に検討会が行われている。この委員会での議論でも、その検討会で行われたことをしっかりとやればいじやないかというふうな議論もあったんですが、先生は直接現場で携わっておられますので、私がよく理解できなかった点について、その考えをお聞きしたいんです。

三点の基本的な考え方を示している。しかしながら、制度の普及の一方で、制度の趣旨を超えた利用の拡大がなされている可能性が指摘されている。このため、当面の措置として、各都道府県、政令指定都市における公費負担申請の認定審査の適正化及び公費負担医療費の請求、支払決定の適正化に取り組み必要がある、こういうことが専門家で合意されたということなんだと思うんです。

ですから、三十二条の精神ののちとて医療というものが確保される必要がある、これは私も同感です。一方で、それに対してさまざまな指摘があったんだと思います。これは実態としてどういうことだったのか、私も専門ではありませんので、その点について率直な参考人の御意見をお聞きしたいと思います。

○佐藤参考人 現場では、そういう話は私たちの間でもよく出ております、率直なところは、

一つは、私どものところに、例えば私が主治医を務めている患者さんが、もう長年のつき合ひになるわけですね、就労はできていない、家族に辛うじて支えられているというふうな方が、例えば風邪を引きました、風邪薬を出していただかせんかというときに、では、その風邪薬は三十二条で出しているのかということからは前から現場的にはありまして、これは最近の議論では、地方によって、都道府県によっていろいろ格差があるんだと思う。

そのとき、基本的には、例えば、本当に重度の方であります、近所の内科にすらかかれない、そういう場合には出してあげるのが当然だということには考えるんですけども、普通にかかれる方だったらどうか。これは、適正運用ということと、ふさわしくないだろう。そこら辺は通達も出ていると思ひまして、私も、そういう意味では、そこら辺のところは適正であるべきだということに思ひます。

あともう一つは、これは実態はわかりませんが、精神科専門でないドクターが例えば抗が

ん剤を投与したいというときに、非常にその患者さんが経済的な負担に耐えられない、そのときに、精神科の標榜をとっているドクターであります、三十二条を申請して、その抗がん剤を三十二条で出してしまいうようなケースがあるというふうな話は聞いたことがございます。そこら辺については、先ほど私は状態像に依拠してきちんと利用させていたきたいという話は申し上げましたけれども、それと対極で、そういう意味での不適正な利用があるとしたら、それは正すべきだということには、私は個人的には思っております。

○福島委員 法律が変わっても三十二条の精神というものはきちっと残される必要があるというふうにも私は思っております。

時間がちやうどなくなりましたので白沢参考人にお尋ねすることはできなくなりましたが、先ほど御指摘ありましたように、医療でこれだけの負担だ、そしてまた自立支援給付でこれだけの負担である、それぞれ負担があつてどうするのかね、こういう話がありましたね。健保法の改正のときに附則を我々はつけました、与党として。それは、医療の負担と、それから介護の負担と、それぞれ別々というのをおかしいね、これは合算できるような仕組みを考えなきゃいけないというふうな附則をつけたのでありますけれども、同じような考え方というのは私はあり得るんだらうなというふうな思いがいたしております。

感想だけ述べまして終わりたいと思います。参考人の先生方には本当にありがとうございます。

○宮澤委員長代理 次に、石毛鏡子君。

○石毛委員 民主党の石毛鏡子でございます。

参考人の皆様におかれましては、日程変更などさまざまなこの間の状況がございまして、大変時間をとっていただくに御苦労もおありであつたかと思ひます。その点は委員の一人といたしましておわびを申し上げます。また、本日は、それぞれのお立場から貴重な御意見を伺わせていただきました。本当にありがとうございます。

した。

やはり時間が限られておりますので、すべての参考人の皆様に御質問させていただくこともできないかと思いますが、その点はどうぞ御容赦をいただきたいと思います。

さて、質問に入らせていただきます。

この障害者自立支援法案は施策の実施主体は市町村が原則になっております。しかしながら、例えば市町村、とりわけ、きょう山本町村会長さん御出席くださっておられますけれども、町村の立場からすれば、例えば、単独で審査会をつくるに連担もあるという規定ですとか、それから、障害者サービスの整備にかかわってくるかと思えますけれども、地域生活支援事業、これは市町村の事業だけれども、都道府県がこれを受けることもあるという規定の仕方になっておりまして、察するところ、先ほどから保健福祉圏域という表現もされてございますけれども、審査会ですとかサービス提供のシステムが広域に行われるという可能性がかなりの程度見込まれるのかなというふうな思いで法文を読んでおります。

そこで、障害をお持ちの個人の立場からいえば、在宅で、地域で、パーソナルサービスとして自分と自分の地域の暮らしに密接、密着であることが望ましいのでしうし、広域になりますと、ややもすればそこそ離れるおそれにもなします。とりわけ入所施設にしましてはそういう状況もあるかと思えますけれども、入所施設のほかに、通所で、これからですと就労支援ですとか就労継続ですとか、さまざまなサービスが連関的にといましようか、そういうふうな整備されていく必要もあるのだと思えますので、町村会長さんのお立場で、また、これまで介護保険で広域のシステムをおつくりになり、保つてこれらしましたお立場で、基礎的な市町村のシステムと都道府県のシステムとを両方にみながら、広域として、きちつと個人の方の立場に引き寄せて考えた場合に、大切なポイントはどこなところになるかというふうなところでお考えを伺わせていただければ

と存じます。

ちよつと抽象的な質問でございますけれども、サービスが個人、パーソナルから離れてしまふか、とても緊密に個人を支えるサービスとして機能するようにするかというのとはとても重要なポイントだと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔宮澤委員長代理退席、北川委員長代理着席〕

○山本参考人 お答え申し上げます。

介護保険で私どもはもう経験を積んできておりますけれども、福岡県、もう南から北まで、東から西まで、全域で、七十二の市町村で広域連合をつくりました。ですから、今先生のおっしゃるように、地域から離れていくんじゃないかという心配はありませんでした。当然そのときには考えましたけれども、スケールメリットというのはそういう逆のものが生まれるんじゃないか、こういうことで考えて広域連合をつくったのです。

今の障害者の支援についても、居宅と施設と二つあるわけですね。居宅の場合はその地域から離れることはありません。ところが、もう一つの施設の方は、これはどこも一緒だと思うのですけれども、一つの町や村に施設があるわけじゃありません。どこかに、例えば十カ市町村の中に一カ所あるとか、そういう程度の施設しかないというこゝとだけは確かなんです。最近では少し充実をしておりますけれども、以前はわずかな施設しかなかったものですか、親元を遠く離れて施設に入っている人というのはたくさんおりました。しかし、広域でやるということになりますと、今はもう時代が、先生御存じのように、歩いて行ったり自動車で行ったりバスで行ったりすることがなくなつてしまひました。もうほとんど、施設の自動車を送り迎えをしたり、あるいは市町村で専用のバスをつくつたりいろいろ用意したりして対応しておりますから、そういうような親元を離れて地域カンを失つてしまふということにはならないと思ひます。

それから、共通の事務を広域でやることになりまふから、どこか一カ所に事務所があれば、すべての事務がその一カ所だけでやれるということになりますから、各市町村での事務というのは受け付け程度ぐらいで終わつてしまふわけですね。だから、広域でやると、それだけのメリットがたゞさん出てまいりますのと、それからサービスが早く適用できるというのが、私の今までの介護保険を広域連合でやつた経験でござひます。

ですから、広域でやる方がメリットは多くなる、いわゆるスケールメリットがそこから生まれてくる、経費が少なくてよりよいサービスができるようになる、あるいはよりよい手当が迅速に行われるようになる。これが、私が広域でやつたらどうですかという意見を申し上げた根拠でござひます。

御心配なさるところもあるかもしれませんが、けれども、実際やつていきますと、必ずしもそういう問題は出てこないと思ひます。また、問題の起こるような範囲でやるべきではないと思ひます。起こらない範囲内で、地域カンもちゃんと維持ができるような、そういう範囲内でやれば効果が高い、こういうふうな思つております。

○石毛委員 ありがとうございます。

同じような内容で、先ほど来、江草参考人も御発言いただいておりますけれども、先ほどの御答弁の中に、福祉圏とは何か、国、都道府県がモデルを示すべきというふうにおっしゃられました。そのモデルといたしましてポイントになる論点といたうのはどういふふうにお考えになられますかというところを、少しお聞かせいただければと思ひます。

○江草参考人 お答えいたします。

福祉圏の規模でござひます。五万、六万という人口規模を考へるか、あるいは三十万を考へるかというところでござひますが、従来は、国は三十万程度のことを考へていたやうです。ところが、実際問題として、市町村を中心としてということになるとすれば、私の周辺で見ますと、五万、六万

ぐらひの市が多いんですね。三つ、四つの町村が合併したということとござひます。多くても十万人というところでござひますから、三十万程度のもの、十萬程度のもの、五、六萬程度のものというところで規模はまず考へるべきだろうなと思ひます。

それから、必要なサービスというものは、二つの立場から考へるべきではないかと思ひます。ね。その三十万の規模の中で、十萬の規模の中で必要なサービスとは何かということとござひます。といひますのは、三障害をすべてサービスしなきゃいけないわけでありまふから、当然のことながら、小規模多機能型と申しまふやうか、大きなものがはんばはんばとできて、それを三十万、三十万、三十萬の町に一つずつつくれといったつて、これはできるわけない。では、そうではなくて、小規模のものであつてさまざまな機能を持つたものがあるならば、十萬に一つでもできるだろう、六萬に一つでもできるだろうということから、これからは小規模多機能型のものの方がより生活共同体を中心とした市民生活になじむのではないかと、私はそう考へております。

生活共同体とあえて言ひましたのは、先ほど、多分福島先生からのお話だつたと思ひますが、北ヨーロッパあたりでコミュニティと申しておりますものは、いわゆる自治体とはちよつと違つて、まさに生活共同体の大規模なものだと私は思つておるんです。それこそが地域生活というもののだろうと思ひます。福祉施設から外へ出たら地域生活じゃないのであつて、地域の中の一員として暮らして初めて地域生活でありますから、それを實現するために、ただいま申し上げましたやうな考へ方が要るのではないかと。この二点でござひます。

○石毛委員 ありがとうございます。

今回の障害者自立支援法案が、それぞれの障害をお持ちのお立場から考へて、御本人の自己決定を尊重し、おっしゃいましたやうに、地域の方々と交流を結びつづつ自尊を達成していくということ

を考えますと、随分、そこをネットワークしていく方々の考え方でずとかあるいはサポートの力量ですとか、とても重要な部分がこれから大きな課題になるだろう、そのあたりはこの自立支援法では実はよく見えない部分でもあるなどというのは、これは私の受けとめ方でございますけれども、大変参考になる御意見を伺わせていただいたと思います。

次に、中西参考人にお伺いいたします。

本間に、中西参考人あるいは皆様が自立生活センターをつくられて、ここ二十年近くでどうか、重度の方が自立生活をスタートさせて日本でも三十年ぐらいの歴史になつておられますけれども、どのような障害の状態であつても地域で自立して自己決定をベースにきちっと生活をしていくという、その社会をつくり出してこれた長い間の取り組み、私も随分いろいろところで教えていただきましたし、その取り組みがなければ今日の地域福祉というのは非常に不十分なものだっただろうということの実感を持たせていただいております。

今回の自立支援法案でございますけれども、とりわけ長時間の、例えばひとり暮らしをされる重介護の障害者の方が本場に地域で暮らし続けられるかどうかというのは、まだよく見えないというのが率直なところではないかと思ひます。

これまでの支援費制度では、三段階の支給決定の中で、いわゆる区分間利用といふますけれども、少なく利用される方の分をたくさん利用される方に移して、トータルとして何とか地域の自立生活がどなたにも実現できるというような大きな枠組みで制度が動いておりましたけれども、今回は、どうも区分間利用ではなくて区分内利用までというようにも聞こえてきております。

きょうは参考資料で大変詳しい実情と考え方をお示しいただいておりますけれども、このあたりにつきましても、より明確に、先ほどの御意見を補強していただければと存じます。お願いいたします。

○中西参考人 ありがとうございます。

この程度区分間利用については、御存じない方もいらっしゃると思うので、資料の十三ページで表にしておきました。二十五時間、五十時間、百二十五時間という三つの区分ですけれども、その間で、二十五時間いただいている方が五時間しか使わなければ、お使いにならなかつた二十時間が長時間利用者のところへ回せたというふうな形で地域でやってきたわけですね。

この国庫補助基準額というのは、これは家族と同居している障害者の基準でございますので、ひとり暮らし障害者のことを想定しないでつくつた基準なんです。そこで、地域での自立生活というのはまさにひとり暮らしなわけですから、その中では、一人つきりだと物を落とすとしても拾えない、雨が降つても窓が閉められないというふうな状況を迎えます。

この人たちが重度障害者というのは、わずかこの中で一割、利用者の一割以下です。その人たちが国庫補助基準額の三倍から六倍の時間数を必要としております。これは、大体、人口十万人の場合、支援費制度の利用者全体が三十人というところ、こういう小さな市町村でも、この三十人の余つた時間を足していくと、国庫補助金で欠損しているひとり暮らしのところがカバーできた。

ところが、今度、三分を独立にしようとして、これが一区分が十人以下になります。利用者三十人が一括して見られたのが、今度、三つの区分にすると、独立計算にすると、一区分当たり十人、十人の中では回しなさいということになると、これは一人が、今まで使つていなかった方が親が入院してしまうとかいう事態になりますと、二十四時間介助に近いような長時間利用者が急に一人ふえてくる。そうなつた場合には、十人の中でしか流用ができなくなり、今までのような流用が不可能となり、二十万人以下の人口のところでは、一人重度の障害者が出てしまうと財政破綻してしまうという事態を迎えるわけですね。

この障害程度区分間利用というのは、大都市で

はかなり利用は可能でしたけれども、実質的に、知的障害者とかあらゆる障害者の利用がふえてくれば、二、三年後には区分間利用というのでも使えなくなると思ひますから、恒久的な対応策ではないんです。やはり、恒久的な対応策としては、先ほどお話ししたような十程度区分のような、障害程度ごと、五段階が親元暮らし、次の五段階がひとり暮らし、十五ページの表ですけれども、こういう形で一人一人の対応ができるようにすることが重要だと思ひます。

この範囲ですごく時間がかかり過ぎじゃないか、最高八百時間もかかる。これはALSの人のような二人介助を想定した数値ですけれども、こういうふうにして、実際に七月、八月には各市町村の、一人一人、Aさんが何時時間支援費の手帳をもらつて、何時時間使つていくかという実態調査が行われて、データが出てまいります。そうすると、最重度の方のところは全国でも使つていく人は十人以下しかないといふことが思ひます。五、六人の人数のところがお金が足りないという問題ではないと思ひます。

もっと正確なデータを厚労省が持てば、この枠に一人ずつはめ込んでいけば、実質的に財源の不足というのは、前の支援費のときも国庫補助の再分配がありましたので、そこで賄われて、東京都でも四区市ぐらいがオーバーしただけで足りたわけですね。ですから、うまい配分の仕方を考えてくだされば、こういうふうな程度区分をうまく組むことによって、今の制度の財源を少し足してやれば、新規利用も大丈夫かな。だから、我々としては、きちんとしたデータに基づく制度立案をしていただければ、やつていけるんじゃないかなというふうに思ひます。

○石毛委員 ケア度の高い方に対するサービスが多くなるのではないかと不安感がある、ゆえなくして思ひ出ているやに感じる部分もございしますけれども、今中西参考人おっしゃられましたように、七月ぐらいにはデータがきちつとまとまるようでございますので、実情を前提にして、

地域で在宅自立が可能となるシステムの実現に、ぜひ私も委員会も発言を続けていきたいと思ひます。

残された時間が少なくなりました。もう一点、障害程度区分と、それから支給量の決定のところで市町村設置の審査会が機能する規定がございしますけれども、私は、審査会に在宅、地域での自立生活を相当程度経験された方が有識者として入るべきだといふふうに考えておりますけれども、この点に關しまして見解がございましたら、時間が終了しておりますので簡単にお願いいたします。

○中西参考人 自立生活経験者が入ることは非常に重要だと思ひます。小さな市町村では、そういうふうな経験者が一人入ることによって状況が変わると思ひますけれども、残念ながらまだ、そういう当事者が全国三千市町村で生まれていくかといふと、自立生活できていない人たちがいる市町村もあります。

やはり当事者のニーズをきちんと聞くことが必要で、ALSの方が行政交渉をしながら、行政の方にお金がないから無理だと言われたときに、ほんとと、私たちの命なんかどうでもいいのねとALSの方がおっしゃつたんですけれども、そういう直接の声を審査員の方に届くような形でなければ、やはりニーズに基づいたサービスというのはできないと思ひます。そういう声を聞くこと。

そして、今の審査会が、自立支援法という本人のニーズに基づいたサービスをつくらうとするのであれば、やはり審査会の中で障害程度区分は、二次判定をやるにしても、非定型の者についての審査を全部上げてくるということ、審査会の委員の皆さんは恐らく障害者のことを御存じない方が多いです、本人の自宅を訪問されたこともない方が審査するわけですから、やはりそこに重きを置かないような制度設計をされる必要があると思ひます。

ですから、一般的に、今まで使われている人たちは非定型で、もう審査しないでニーズに基づいてそのまま決定する、全く新しいケースが出てき

ふうな調査の結果が出ています。

その中身は、例えば、深夜、子供がパニックになって、近所の迷惑を考えて親が車に乗せてドライブで連れていく、安定するまでドライブをして家に連れて寝かせる、そんな生活を続けていくと、ガソリン代の月の負担が本当に大変な負担だということのようなことも調査で出されているんですけれども、今回、そういう障害ゆえにかかる経費がどのくらいあるのかという調査もなく、単に、一割、

一級が幾ら、二級が幾らというようなことだけでの判断で、負担できる、きめ細かな配慮だということ、ちょっと余りにも乱暴ではないかなということ、を非常に気にしています。

また、四万二百円払えない人については低所得一、二というような話がありますけれども、それとて申請が必要で、新たな、要するに生活保護制度の資産調査のようなものがされることで、それならちょっと申請を控えたいみたいな、結果的にそういうことで利用を抑制するというようなことにつながるという点も、一割利用料の負担の大きな調査なしにそんなものが導入されてくる一つの大きな問題だというふうに考えています。

○山口(富)委員 白沢参考人にもう一点お尋ねしますけれども、きょういただいた資料で、一番最後に、「実態を踏まえて真に必要な制度の創設」ということで、三点の提起がありました。その最後が「応益制度」「自己負担」は決して障害者福祉制度には馴染まない」ということなんです。

私も五月十二日の日比谷でのフォーラムも見まして、やはり、障害者団体や家族、支援者の皆さんが、とにかく応益負担だけは絶対認められないと。質疑の中では定率と言いかえたととしても、同じだというのが厚労省の言い分ですから、となりますと、私はここには、日本国憲法の生存権の規定にかかわる、社会保障、福祉とは何かという問題が入ってくると思うんですけれども、白沢さんはここで、応益制度というものは福祉制度になじまないんだというふうにおっしゃっている。きょうも幾つか具体例を挙げられておりましたけれども、もう一度この点を詳しく述べていただきたいんです。

○白沢参考人 先ほどの質問でもありましたが、益の問題で、利益なのかということはもちろんそのとおりですけれども、実態的に、とにかく働きたくても働けない、あるいは作業所で働いていてもわずかな工賃だというような、所得保障の非常に低い実態の中にあつて、年金も実は、いわゆる

再計算の中での、物価スライド制度の凍結解除という問題で、年々、数百円ずつですけれども額が下がってきている。だから、今、八万三千円を切っているんですね。

そんな中で、やはり、本当に払える状況にあるのかということを見ると、そのこと自体がまず障害者の実態からしてもなじまないという問題と、もう一つは、やはり応益ということ、今議論があるのは、では所得保障があれば応益なのかということの議論もあると思うんですけれども、その辺についても、いわゆる障害ゆえにかかる経費、あるいはその他の市民と同等の権利を有するためのそのスタートとしてのサービス利用という概念と、所得保障があれば払うよという考え方は、もう少しやはり議論も、調整も、本来どうあるべきなのかの議論があつての検討ということも、あわせて必要なことだというふうに考えています。

以上です。

○山口(富)委員 今指摘のありました障害者の皆さんの生活の実態という問題と、福祉とは何ぞやというその両面から、応益負担論の検討をぜひやってまいりたいと思います。

次に、中西参考人にお尋ねしますが、皆さんのところは、今度の法案質疑でも随分注目されて、ホームページも拝見しておりますと、私たちの質疑も紹介されているようです。

それで、まず一つお尋ねしたいんですが、きょうは、自立支援の問題で、特に重度の方の場合、本人の命をかけた自立生活、支援の確保が欠かせないという話がありまして、私も、どういふふうヘルパーさんを使っているかという具体的な表になっておりますね、それを見ながら、本当にすごいものだなと思いました。

それで、今度の制度の場合、障害の重い人は負担が重くなるという仕組みになるわけですね。そうすると、当然サービスの抑制がそこに生まれてくるのはだれが考えてもわかることなんですけれども、となりますと、この制度というのは、い

わば命をかけてサービスを利用するというような、ちょっとおかしいことになるんじゃないでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○中西参考人 今、生活保護世帯については、このサービスの利用については免除されるわけですが、以下になるような人々たちについては、利用料の減免を市町村に申請すれば、生活保護同様の自己負担がなくなるというふうに言われておりますけれども、実際その場合には、通帳を出して、預金を検査もされるわけですね。

生活保護世帯でも、クーラーや冷蔵庫は生活保護のお金をためて買っていくことはよいというふうなことを言われているわけですが、実際、その程度の金額で賄えるかといえますと、急に病気になる場合、生活保護を受けていなくて低収入でやっているといたら、その医療費がばんとかかってくるわけですね。それから、今の介助料がさらにかかります。これが重度で長時間介助を使う人であれば、恐らくもう、百万円かかっていれば十数万円に払うというふうなことになると思いますから、この負担に耐えられるとはとても思えないんです。こういうふうな長時間利用者のことを実際に考えると、何らかの減免措置を長時間の介助利用者についてはやらないと生活が成り立たない。結局、重度障害者は施設に戻れということになりかねないんですね。

ですから、これをやはり国できちんとして、基本的な、二分の一の財源負担をしてあげないと、市町村もこの長時間利用者については賄い切れないと音を上げるようになります。都道府県と市町村が幾ら協力し合っても、やはり四分の一負担を超えてこの人たちの分を払えないとなると、国も持たない、どこも持たないということになりますから、結局暮らせなくなるということにつながるわけですね。

ですから、やはりここを財源的にどう確保するか。我々が提案したような程度区分表ぐらいしかほかには方法はないかと思うので、それをさらにお

願いたいと思います。

○山口(富)委員 中西参考人にもう一点お尋ねしますけれども、移動介護の問題なんです、今度の、単価の改定がもうやられてしまっている、その上これが地域生活支援事業ということになりますと、いわばダブルパンチになってくるんですね。

それで、資料で、参考資料の⑤と⑥が配付されておりますが、ちょっと時間がないものですから全部説明していただくわけにいかないんですけれども、⑥の資料で東京の知的障害児・者ガイドヘルパー事業の調査報告というのがあります。これは恐らく、中西参考人がおっしゃっている地域格差の問題とのかかわりも出てくると思うんですが、少しこの資料の⑥を説明していただけますか。

○中西参考人 承知しました。

資料⑥、十九ページから始まりますけれども、左側が提供事業体です。社会福祉協議会がほとんどである。これは、今度地域生活支援事業になるとこういうふうな事態になるんじゃないかというふうに予想されるわけですね。市の負担を求める制度なものですから、こういう形で市が直結してやって、事業運営費を出さないでできるような事業所にやらせる可能性が高い。

そうしますと、予算もごらんのようにすこし上下がありますね、八十二万四千円の前代田区から、千六百二十万円の足立区まで。それから、月十時間以内という決定をしている文京区がありまして、その下には一日八時間以内、それから一回四時間、年間二十四回だけというふうな制限を設けています。年齢制限も十五歳以上、十八歳以上、さまざまです。程度区分も一度一四度、それから三度、四度と、これは軽い人々を対象にするところ、重い人しか対象にしないところ。

こういうふうな、ヘルパーの使える時間が制限があるのに加えて、視覚障害者の場合なんかは、以前は、買い物でもウインドショッピングはだめだと。それから、生活に必要なもののしか、移動のガイドヘルパーの帰りにお店に寄れないというふうな制限とか、ある区市では、病院に行くのと、

それから市町村の役場の窓口へ行くのと、これ以外には実質的に使えないというような制限が加えられておりまして、集会やレクリエーションはもちろん禁止されておりました。そういうのは、今支援費制度になって、すべてで使える、社会参加できる制度になったものですから、これをぜひ実施していただきたいのです。

もう一つ、行動援護の方の表が二十五ページにあります。この行動援護というのが、重度の知的障害者、精神障害者にとっては唯一使える社会参加の移動の手段なんですけれども、二十五ページの一番上に「意思表示」ところがあります。これで二点。合計十点が稼がなければ使えないんですけれども、これは、常に支援が必要な人であって、「日常生活や外出時において、利用者独自の行動でしか自らの意思を表現できない。」できないときに頭突きをしたり粗暴な行動になると。

この表の表現はよくないんですけれども、これは例えば、困ったときに自分の困ったことを伝えられない、何が今自分に起こっているか、このことが人に伝えられない、コミュニケーション障害の人というのは大勢います。こういうような人たちが、自分の意思に反してお店や物を、訪問販売でわからないのに買ってしまうとかいうことも起こるわけですね。ですから、そういう突発的な事態というのはゼロ点で、勘案されないわけですから。ゼロ点といっても生活に支障は起こる。

もう一つ、二十六ページの方にあります、三段目に、「予定変更によるパニックや不穏な行動」というところで、これは予定変更を受け入れられずに不安定になってパニックを起こすこと。この場合に、しよつちゅう起こらなければ、週に一回以上とか月に一回以上とか、毎回これが起こらなきゃいけないという規定で二点なんですけれども、例えば電車に乗っていて、電車で事故があつてホームに取り残される。いつも乗っている時間帯は決まっています、電車は同じに乗っているというのが知的障害者ですから、その電車がとまるともう対応ができなくて、パニックを起こしてしまうと

いうようなことが起こります。

こういうような意味で、移動のときに自分がそういうことが起こりそうな方は介助を求めるわけです。我々のところでも、夕方のバスは込むからパニックを起こしそうなので、きょうは来てくださいますというふうにお願ひしに来る障害者がいるんです。平常のバスの、すいたバスなら大丈夫なんです。

ですから、こういうときに、これが零点では、パニックのときに対応できる介助者がいないということになるので、行動援護では、一割の人しか救えないと言わたりしています。我々のところでは、百人いて一人ぐらいしか対応できない、九十九人対応できません。こういう形の人もいますということ、移動介助できちんとカバーしてもらいたいというのが希望です。

○山口(富)委員 今指摘されました行動援護の正しくない表現は、これは変えるということが質疑で明らかになっておりますから。

それから、行政の皆さん、時間がなくなりまして質問できませんが、皆さんから出されました、実質的に困難であるとか至難のわざだという指摘をきちんと受けとめて、質疑を進めてまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○北川委員長代理 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

参考人の皆様には、これまでの何回かの変更、そして、きょうはまたお昼過ぎまでの意見陳述というところで、大変に御苦労さまでございます。

私も、実はこの法案は、障害者自立支援法というタイトルになっておりますが、果たしてこれが障害者自立支援なのか、自立阻害なのか、随分これまで中断された議論の中でも指摘をされておりましたので、骨格にかかわる自立という概念をめぐって、冒頭、ちよつと順番は違いますが、そして中西参考人には連続になって恐縮ですが、中西参考人からの意見陳述をお願いしたいと思

ます。

きょういただきました資料の中で、お時間との関係等もあり、参考人がおまとめになった資料の七のまとめの部分が恐らく、言い足りないとか、お時間とのかけんで割愛をされたようにも思っています。

私は、ここに書かれていることを読みながら、いわゆるこの障害者自立支援法は、さきに論議された介護保険法との絡みで、ある種、将来には介護保険法に統合するような、これは財源的、理念的問題も、障害を社会で支えるという大枠ではそのような方向になっておると思いますが、しかしながら、委員も御指摘のように、「高齢と障害では自立に対する考え方が根本的に異なる」という一文について、どこでもきつちり話されることがなく、ずるずるとびほう策的に介護保険も、そしてまかり間違つてこの障害者自立支援法も成立しようとしているやに考えます。

ここで、委員がお書きになった高齢と障害では自立に対する考え方が根本的に異なるという一文について、特に、私は実は尾辻大臣に、大臣は自立支援法の自立って何とお考えですかと伺ったから、タックスペイヤーになることだと。私はそれはとてもいいと思うんです。だけれども、それだけでは言い尽くせない。

それは恐らく、きょういただきました御本の「当事者主権」という表現ともすごくかわつてくると思いますが、そういう観点を本当にこれからの時代持てるかどうか、そして、この自立支援法がそういう法律になっておるかとか、この点がすごく疑問が多い。むしろ、冒頭申しました阻害法じゃないかとやゆされるような向きもあるわけでもあり、しかし私は現実であると思いますので、冒頭、中西さんにお伺ひいたします。

○中西参考人 ありがとうございます。

自立について僕はずっと考え続け、みずから自立生活をする中で考えてきたわけですが、一九八〇年代はまだ、障害者はリハビリテーショ

ンの理念のもとで、自分たちで洋服を着られて車いすに自分で乗れなければ、身の回りのことを全部でなければ自立できないと言われて、最終的なリハビリテーションのゴールは就労にありということ、僕なんかも、トイレに六時間座らされて、おまへはトイレから自分で車いすに上がつてこなければこの施設から出られないんだというふうに訓練されたんですけれども。

そういう意味では、このリハビリテーションの理念というのは、七二年の自立生活運動ができた時点で、リハビリテーションは違うんじゃないか、目的と期間を限って、できないものではないんです、介助を受けていいんじゃないかというふうな考えを持ち出したのが、自立生活運動のリーダーなわけですね。アメリカでこの理念が広がり、日本でも初めて障害者も、ああ、地域で暮らしてもいいんだ、自分たちは一生施設で暮らさなくてもいいんだ、介助を受けながら暮らすことは可能なんだというふうに言われたんです。

ですから、私なども、その理念のもとに、ズボンをはくのに二時間かかるならば、五分で介助者に着せてもらって、残りの一時間五十分は社会参加した方がよっぽど社会に有益だ。そういう意味で、けさも介助者にズボンをはかせてもらい出てきたために、ここに来られているわけなんですけれども、そういうふうな意味では、自立というのは、そこでまず高齢者と違うだろう。

それから、障害者は非常に若い障害者もいるわけですね。若い障害者、この人たちはずっとこれから経験を踏んで社会の中で生きていかなきゃいけない。そうしなければ、親元ですっと一生いることになりましたから。彼らにとっては、移動介助を使いながら外へ出ていつて社会経験する、いろいろなものを見て、自分はこういうふうな人間になりたいなというふうな希望を抱いていくという過程がとても重要です。

ですから、自立の介助というのは、そういうのが育つていく、経験をふやしていくための介助。高齢の方の場合は、もう功成り名を遂げて、家族

に見守られながら最終終わりたいという意味で、家族負担を減らすための介助というのがホームヘルパー制度だったわけですから、障害者がサービスを使うようになってから、時間帯も九時―五時の時間は社会参加したいから、そんな時間は要らない、朝の七時から八時の時間帯が欲しい、夜も六時以降十一時までが欲しいとかいう意味で、サービス時間帯も全く高齢とは違うんですね。高齢の方の場合は、家族がいるから、日中の主婦の労働軽減で、そこをホームヘルプはやればいい。我々は、自立生活運動の中でホームヘルプサービスの使う時間帯すら変えてきたわけです。休日、祭日、正月休みも使えるようにしてきました。

そういう中で、地域で暮らしていくときに、親元に行きたくて施設にいたわけですから、料理の作り方も知らない。ですから、その人たちが、障害の女性が主婦になるのならば、みそ汁の味を自分で調節して毎日同じみそ汁の味で食べたいということに、介助者が毎回来ることに、高齢の場合はその人にお任せでメニューも考えてもらおうんですけれども、我々は自分たちでメニューも考えて、ではそれは一体どうやってつくるの、みその量をどのくらいにすればいいのと。それで自分でその量を覚えて、介助者が変わってもそれを指示して、自分のみそ汁の味で家庭が営めるようにしたい。こういう意味で、自分で指示して料理をつくるという意味では、時間もかかったりするわけですね。高齢の方は時間がかからないで、料理が終わって、次に掃除をやって何やってというふうには、その一時間を有効にいろいろな仕事をさせようと思うけれども、我々は経験を積んでいくという意味で、時間もかかるし、経験も積みたい。そこが、やはり自立の意味で高齢と障害とは全く違うんだと言っているところなんです。

○阿部委員　そういうお若い障害者と御高齢者の生きてきた経験の違いという点と、もう一つ、私はきょう、ALSの患者さん、筋萎縮性側索硬化症。実は私も小児科医をやり三十年になります。

私が医師になりたてのころは、呼吸器をつけて自宅に暮らすなどということとは本当に想像できなかったというか、その後、特にこの二十年間こうした試みがとられ、きょう御紹介の資料で、大体八百人の方がそういうお暮らしをなさっている。

一方で、やはり進歩というか、皆さんの闘い取られたことであると同時に、でも、今その方たちが、この障害者自立支援法になったらどうなっちゃうんだらう、介護保険では一日三時間しか補助がない、その後はどうなるの、一日三時間で生きるわけにはいかないじゃないかと。これは他の重度の方も皆さんそうですが、わけでも呼吸器をお使いですから、極めてもう命綱というか、生きている、すごく逼迫した思いがあたりだと思っております。これが見えない政省令にゆだねられて、中身もわからない、どうなっちゃうかもわからないという形でここで審議して決めていってしまう、こんなことでは説明もできないし、私自身も法案にかかわる者としてすごく不安です。

そこで、きょうは、中西さんにぜひ、この点についてはどのように明確にすればいいのか、御意見を賜りたいと思います。

○中西参考人　ありがとうございます。

ALSの人たちの八四％は家族と一緒に暮らしているんですね。それで、介護保険を使って暮らす人は、介護保険三時間だけである。それ以上に支援費制度を使う前に、介護保険の自己負担分が家族はくたばれて、支援費制度まで至らない。介護保険を使い切らないと支援費制度を使えなかったわけですから、そういう状態で暮らしております。

それで、ひとり暮らしになった場合に、家族介助の場合は常時うちにだれかがいるわけですから、緊急の場合に呼ぶこともできるし、機械が停止しそうなときとかいうふうな、呼吸器の機械がとまるようなメンテナンスなんか家族がなさるということですから、やはりそこに重度のひとり暮らしが起これば、これは重複介助の時間計算もされていない中でやるわけですから、非

常に限られた金額で今でもやっていらっしゃるんですね。しかも、非常に重い介助ですから、単価が、厚労省から漏れてきたものでは月に八十万とか言っているんですけども、時給三百円ですよ、そんな金額ではだれもできない。だから、本当に身辺介助の時間のような単価を設定してもらわないと、いい介助者が長期にわたって得られないという問題になります。

それから、包括制度になっても一つ心配なのは、ヘルパーの資格制度が、医療制度に基づくようなもので、がちがちになって使えなくなること、かという心配なんです。この心配は十分ありまして、単価が高くなれば資格制度が厳しくなるといって、背反関係にあるので、いつも単価を高くするとそういうことになりかねない。ですから、資格要件を緩和しながらやらないと、やってくれる意思のある人も使えなくなってくるという問題が起これり得ると思います。ですから、制度の内容についてはよっぽど慎重な議論が必要ですよ。

それから、単価をどこに設定すべきかということと、包括の全体の金額、どのくらいかかるんだというふうな御質問をしよっちゃう受けるんですけど、ALSの方の場合に月に二百五、六十万がかかってしょうがないだろうと。これは医療費、病院に彼らがいるよりも安上がりな費用ですから、我々としては、地域で継続した生活ができる単価というのを設定してあげないと彼らの命が危険にさらされるということを描いておきたいと思っております。

○阿部委員　実際に重度であられてもいろいろに社会参加しておられる実態もあるわけですから、今御指摘いただいたような点、特に政省令が出ないといわれないという形でないような対応を求めてやっていきたいと思っております。

引き続き、ちよつと医療のことに話が及びましたので、佐藤参考人をお願いしたいんですが、実は、ちよだいたした資料の二ページ目に、佐藤さんのやっていらっしゃるクリニックでの「三十二条利用者の疾患割合」というのを示し

いただいております。

実は、厚生省にこれまでこの三十二条関係のことをいろいろ聞きましても、こういう利用実態についてほとんどわからない、三十二条の患者さんのプロフィールはどうなっているのと聞いても、都道府県が管理していてわからない、あるいは個人情報だからわからない、何を言ってもわからないということが続いていたわけです。

きょうお示しいただいたこの資料でも、先ほど山口委員の御指摘にもありましたが、現状で三十二条をお使いの方の四五％くらいしか今度の自立支援医療の中に入っていないという問題。そればかりか、お示しいただきました資料の一枚目の読み方を見ますと、ここには、三十二条の患者さんのうち生活保護が一・三％、これはクリニックの集計だと思えます。しかしながら、第二十一回の厚生労働省の障害部会の審議会の中で厚生省側から出された資料では、生活保護が二十数％とたしか出ておりましたし、住民税非課税世帯云々を含めて、現状で三十二条の七五％の方が障害者自立支援医療の方に行っても負担がないんだよというふうな説明でありました。

私は、この間のいろいろな質疑の中で、なぜ実像が見えないのか、なぜ本当にどう変わっていくのかが見えないのかというのをとても不満に思っております。先ほどの福島委員の御発言の中にも、三十二条の精神は生きるんだということをおっしゃいましたが、私は逆に、ここで、そもそも三十二条とは何でどんな役割を果たしてきて、そしてさつき参考人はおっしゃいました、三十二条が長時間の医療を支えてこまどやってこれらんだと。人格障害の問題も含めて、あるいは神経症の問題も含めて比較的多くの方が御利用であるし、利用していただけて、逆に言うところと精神障害の地域への軟着陸、安定した着陸、クリニックの形で受診が可能になると思っておりますので、三十二条とは何だ、何をしていたのか、そして自立支援医療と言われてこれで行けるのか、三つお願います。

○佐藤参考人 精神科の医療の歴史は非常に暗い過去を負っておりまして、そもそものが、昔はとにかく治療の対象でなかったですね、精神障害者の方は。歴史的には、昔の魔女狩り、中世の魔女狩りの中には随分精神障害者が含まれていたんだろうなという話もあるんですけども。

そういう話はさておき、日本で、いわゆる精神科の病気が明治時代やと、東大の呉秀三先生という私の先輩の先生あたりが医学の対象として見始め、その実態を調査されました。そのときに、有名な言葉で、我が国に生まれた精神の患者さんたちは、病気を負っているという不幸のほかにこの国に生まれた不幸を負っているんだ、そういうことを報告されたんです。それは、当時、家族が患者さんを世間から隠すために座敷牢に閉じ込めてずっと住まわせている、そういう実態を全国で東大の精神科の教授が調査されたわけですね。

そこから迎から日本の歴史が始まりまして、ただずっと、よい治療法もなかなかなくて、社会から隔離して世間の皆様には迷惑をかけないようにしようというのが基本的な考え方でありました。なおかつ、ライシャワー事件というのがございまして、日本の国民にも非常に親しまれたライシャワー大使が精神疾患を持った若者に襲われるという事件を機に、これはもう何とかしなくちゃいかぬというのが非常にマイナスの形で作用しました。

それを機に精神衛生法という法律ができたのはよかったんですけども、これは基本的には、人権を守るというよりは、むしろ精神科の患者さんたちを強制的に入院させて治療させることができるんだ、そういう治安管理的な側面の方が非常に前面に出た法律だったんですね。

ということで、それを国の方も経済的にも支援するということで、一時、日本医師会の会長さんから日本の精神病院は牧畜業だと言われるぐらいに、精神科の患者さんとはにかく閉じ込めておけば病院長さんがもうかっちゃうというような時代がありました。一九七〇年以降、そういった

ことに対する反省も含めて、病院の改革とか、それから国の方も法律面での改革を進めてまいりました。

その中で、三十二条といいますが、以前、措置入院、これは、自傷他害といいますが、精神の疾患が原因で自分を傷つける、いわゆる自殺の危険性、あるいは他人を害する、そういうおそれが非常に強い方に限っては強制的に入院させることができるという強制入院の一番強い法律です。これは現在もありまして、路上で身元のわからない方が暴れていてわけのわからないことを言っているなんというときに、警察が来て、保護してみたらどうもおかしいので、とりあえず身寄りもわからないから入院させようというふうなときには、精神科医が判断して、現在は二名ですが、それで強制治療ができるということになっております。

その措置入院が、年代はちょっとはつきり覚えていないんですが、以前は相当の数でこの措置入院制度を使って患者さんが入院させられました。そのときに、まだまだ薬も開発されていない治療の不十分な状況でしたので、入院するとなかなか出られない。あの病院に行ったら死んで退院するしかないんだという棺桶退院なんという言葉が昔あったんです。昔といっても、私が医者になったころはまだ十分残っております。

そういうことで、措置入院させられると中に入っちゃう。たまたま家族がいても入院費を経済的に家族が支えられない、だからこれは国の方で負担しようということ、入院費を払えない患者さんについては形式的に、家族がいても、それから自傷他害という危険性がなくても、措置入院という方法を用いてずっと入院させ続けるということがあるんです。これは経済措置という、私は医者になってすぐこれは聞いたんですけれども、国が出してくるからええだろうと。こういうことで、長期の入院者がずっとその措置入院という制度を使って、十年、二十年と患者さんたちは入院させられ続けるということがあったわけ

です。

それに対する反省として、三十二条は、もう既に自傷他害のおそれもない、ある程度安定している患者さんたちを少しでも地域に帰していこう、地域で支えていこうという理念のもとに、措置入院で入院していた患者さんたちを退院させて、そのかわり、その入院費を外來の治療費に充てようというところで三十二条という法律ができたそうなんです。詳しい経緯は知りませんが、そういうところから始まりまして、措置入院という最初の出发点は別としても、現実的には、地域で患者さんの外來治療を支えていこう、そのために行政が援助するのであるというのが基本的な理念として出発したことは間違いないと思います。

そのことによって、現在は、私が医者になりたてのころは、経済的に大変な方にこういう法律がありますから使ってみませんかと言いますと、冗談じゃない、私にレッテルを張るつもりですかというふうにむしろ怒られてしまうような時期から始まりましてけれども、その後少しずつ精神医療全体の状況が改善する中で、先ほどお話ししたような診療所のようなものができたり、そんなことで受診する方がふえるとともに、三十二条を利用することによって、疾患の内容としては、もちろん当初は統合失調症の方がメインでしたけれども、先ほどの話とダブりますけれども、神経症、人格障害とか摂食障害とか、若者のメンタルな病気が若いだけに非常に激しく、何年にもわたって燃え盛ることがありまして、そういう方たちは、幾らお父様が一流企業に勤めていても、入院も含めて、それから救急受診も含めて莫大な経済的負担がかかります。何とか支えていくためには三十二条が非常に役に立つ。

そういう意味では、所得の問題については、たくさんある人から取ろうというののもうかなくとも、私は、若い者にはやはりお金をかけたい。もちろんお年寄りにはかけないかぬということはないんですけれども、実態としては、そういう若者たちの治療にも三十二条は非常に役に立ってきた

という実態があると思います。
あとは、今回の自立支援医療の中で、ではそれがどうなるかということについては、そこら辺の歴史を踏まえてのあれが全部すつ飛んでいるような気がします。

要は、財源の問題ということだけで語られていて、確かに三十二条の理念は残りますよとおっしゃってはいただきましたけれども、厚生労働省の方たちのお話も、まずはとにかくこの法律に関してはやっちゃうんだ、いろいろ不備な点は認める、だけれども、やっちゃって、後でよくしていましようよということを一生涯懸命おっしゃっているように思いますが、到底、理念的なものが抜けているがゆえに、非常に私どもは不安を感じております。

○阿部委員 きょう参考人で御出席いただきました松浦参考人からも、受け皿としての地方での精神医療の問題も御指摘いただきました。

御質問でなかった山本参考人を初め他の参考人の皆様には、本当に、きょう伺ったことを生かさせていただいて審議の中で活用させていただきます。

ありがとうございます。

○北川委員長代理 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時二十四分開議

○鴨下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、社会保険労務士法の一

部を改正する法律案、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の各案を議題といたします。尾辻厚生労働大臣。

社会保障労務士法の一部を改正する法律案

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○尾辻国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、社会保障労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

企業経営をめぐる環境変化の中で、就業形態の多様化や人事労務管理の個別化が進展していることなどを背景として、個別労働関係紛争が増加しており、このような紛争について簡易かつ迅速な解決を促進することが重要な課題となっております。

こうした状況に対応し、政府といたしましては、社会保障労務士の人事労務管理に係る専門性を活用し、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、社会保障労務士の行う紛争解決手続代理業務の拡大であります。

現在、社会保障労務士は、その業務として、個

別労働関係紛争に関して都道府県労働局が行うあっせんの代理を行うことができることとしてい

るところ、これに加えて、男女雇用機会均等法に基づく調停の手続、個別労働関係紛争に関して都道府県労働委員会が行うあっせんの手続及び個別労働関係紛争に関して厚生労働大臣が指定する団

体が行う民間紛争解決手続について、それぞれ代理することができることとしております。

第二は、紛争解決手続代理業務に係る研修を修了した者に対して試験を実施し、この試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた社会保障労務士に限り、紛争解決手続代理業務を行うことができることとしております。

第三は、社会保障労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除することとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を初めとする公的年金各法及び健康保険法を初めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

フランスから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法及び公的医療保険各法に、被保険者としていないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であり

ます。

公的年金各法の給付の支給要件について、フランスの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

最後に、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を初めとする公的年金各法及び健康保険法を初めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

ベルギーから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法及び公的医療保険各法に、被保険者としていないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。

公的年金各法の給付の支給要件について、ベルギーの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を

満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

以上、三法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鴨下委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明八日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

社会保障労務士法の一部を改正する法律案

社会保障労務士法の一部を改正する法律案

目次中「社会保障労務士試験」を「社会保障労務士試験等」に、「第二十五条の四十九」を「第二十五条の五十」に改める。

第二条第一項第一号の四中「あつせん」の下に「手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十四条第一項の調停の手続」を加え、「（以下「あつせん代理」という。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛

争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。)をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。に關するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六 個別労働関係紛争(紛争の目的の価額が民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百六十八条第一項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。)に關する民間紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。)であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができる認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行つものについて、紛争の当事者を代理すること。

第二条第一項第三号中「(労働争議に介入することとなるものを除く。)」を削り、同条第二項中「前項各号を」第一項各号に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務(以下「紛争解決手続代理業務」という。)は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第十四条の十一の三第一項の規定による付記を受けた社会保険労務士(以下「特定社会保険労務士」という。)に限り、行つことができる。

3 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。

一 第一項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続(以下この項において「紛争解決手続」という。)について相談に應ずること。

二 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。

合意を内容とする契約を締結すること。
第五条第九号中「まつ消」を「抹消」に改める。
第二章 社会保険労務士試験を「第二章 社会保険労務士試験等」に改める。
第十三条の二の次に次の三条を加える。
(紛争解決手続代理業務試験)
第十三条の三 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に關する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。
2 厚生労働大臣は、紛争解決手続代理業務試験をつかさどらせるため、紛争解決手続代理業務に關し学識経験を有する者のうちから紛争解決手続代理業務試験委員を任命するものとする。ただし、次条の規定により連合会に同条に規定する代理業務試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。
第十三条の四 厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手続代理業務試験の実施に關する事務(合格の決定に關する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。)を行わせることができる。
第十三条の五 第十条の二第二項及び第十二条から第十三条の二までの規定は、紛争解決手続代理業務試験及び代理業務試験事務について準用する。
第十四条中「及び第四章の三を削り、「受験手続、社会保険労務士試験委員その他社会保険労務士試験」を「社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験」に改める。
第十四条の十一の次に次の五条を加える。
(紛争解決手続代理業務の付記の申請)
第十四条の十一の二 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記(以下「紛争解決手続代理業務の付記」という。)を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を

を、紛争解決手続代理業務試験に合格したこと証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。
(紛争解決手続代理業務の付記)
第十四条の十一の三 連合会は、前条の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該社会保険労務士の登録に紛争解決手続代理業務の付記をしなければならない。

2 連合会は、前項の規定により社会保険労務士名簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が特定社会保険労務士である旨の付記をした社会保険労務士証票(以下「特定社会保険労務士証票」という。)を交付しなければならない。
3 前項の規定により特定社会保険労務士証票の交付を受けた社会保険労務士は、遅滞なく、社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。

(紛争解決手続代理業務の付記の抹消)
第十四条の十一の四 連合会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。
2 第十四条の九第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。
(紛争解決手続代理業務の付記の公告)
第十四条の十一の五 第十四条の十一の規定は、紛争解決手続代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

(特定社会保険労務士証票の返還)
第十四条の十一の六 特定社会保険労務士の紛争解決手続代理業務の付記が抹消されたときは、その者は、遅滞なく、特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。
2 連合会は、前項の規定により特定社会保険労務士証票が返還されたときは、遅滞なく、社会保険労務士証票を同項の者に再交付しなければならない。

第十四条の十二の見出しを「(社会保険労務士証

票等の返還)」に改め、同条中「社会保険労務士証票」の下に「又は特定社会保険労務士証票」を加える。

第十四条の十三中「登録の手続、社会保険労務士名簿、登録のまつ消、社会保険労務士証票その他」を「社会保険労務士の」に改める。
第二十条中「あつせん代理」を「紛争解決手続代理業務」に改める。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。
(業務を行ない得ない事件)
第二十二條 社会保険労務士は、国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱つた事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件については、その業務を行つてはならない。

2 特定社会保険労務士は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に關するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
二 紛争解決手続代理業務に關するものとして、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 紛争解決手続代理業務に關するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
四 開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、紛争解決手続代理業務に關するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに關与したものの

五 開業社会保険労務士の使用人である社会保

険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるものであつて、自らこれに關与したものを

第二十三条 削除

第二十五条の二第二項中「あつせん代理をした」を「紛争解決手続代理業務を行つた」に改める。

第二十五条の六中「第二条に規定する」を「第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第二十五条の九を次のように改める。

(業務の範囲)

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二十条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第二条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部

二 紛争解決手続代理業務

2 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができる。

第二十五条の十五に次の一項を加える。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項の規定にかかわらず、特定社会保険労務士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

第二十五条の十五の次に次の二条を加える。

(法人の代表)

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。た

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十五号

だし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

(社員の責任)

第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に關し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員(当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。)が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であるこ

とを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

第二十五条の十六の次に次の一条を加える。

(紛争解決手続代理業務の取扱い)

第二十五条の十六の二 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、紛争解決手続代理業務を取り扱うことができない。

第二十五条の十七を次のように改める。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に關するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 紛争解決手続代理業務に關するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 紛争解決手続代理業務に關するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第二十二條第一項に規定する事件又は同条第二項各号に掲げる事件として社員の半数以上の者がその業務又は紛争解決手続代理業務を行つてはならないこととされる事件

第二十五条の十九中「から第二号まで」を「から第一号の三まで及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士

でない者に紛争解決手続代理業務を行わせてはならない。

第二十五条の二十中、「第二十三条」を削る。

第二十五条の二十五第四項中「第七十六条」を「第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条」に改め、同条第五項中「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第二十五条の三十四第二項中「試験事務」の下に「及び代理業務試験事務」を加える。

第二十五条の四十五の次に次の一条を加える。

(代理業務試験事務への試験事務に關する規定の準用)

第二十五条の四十五の二 第二十五条の四十から前条までの規定は、代理業務試験事務について準用する。この場合において、第二十五条の四十一第一項中「社会保険労務士試験」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験」と、社会保険労務士試験委員」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験委員」と読み替へるものとする。

第二十五条の四十九第二項中「試験事務」の下に「又は代理業務試験事務」を加え、第四章の三中同条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士会及び連合会に關する省令への委任)

第二十五条の五十 この章に規定するもののほか、社会保険労務士会及び連合会に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十二條の二第二項第一号中「虚偽」を「偽り」に、「社会保険労務士の」を「第十四條の二第二項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十五条の四十二第二項」の下に「第二十五条の四十五の二において準用する場合を含む。」を加える。

別表第一第二十号の十九中「昭和四十七年法律第百十三号」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條第一項第一号の四の

平成十七年六月七日

改正規定、同号の次に二号を加える改正規定、同条第一項の次に二項を加える改正規定同条第三項に係る部分に限る。）、第二十条、第二十二号、第二十五条の二第一項、第二十五条の六及び第二十五条の九の改正規定、第二十五条の十五に一項を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十五条の十六の次に一条を加える改正規定並びに第二十五条の十七、第二十五条の十九、第二十五条の二十五及び別表第一第二十号の十九の改正規定並びに次条第二項の規定は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日前に開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が受任した改正前の社会保険労務士法次項において「旧法」という。第二条第一項第一号の四に規定するあつせん代理であつて、同日前に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定により申請されたあつせんに係るものについては、改正後の社会保険労務士法以下「新法」

という。第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の日前に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がその業務を行った事件で、旧法第二十二号各号（第四号を除く。）又は第二十五条の十七各号に該当するものは、それぞれ新法第二十二号第二項各号又は第二十五条の十七各号に該当する事件とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第二条第二項に規定する紛争解決手続代理業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中 二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

（注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四号手続代理業務の付記の規定により社会保険労務士の登録に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。

条の十一の三第一項（紛争解決する紛争解決手続代理業務試験

に改め、同号七の六を次のように改める。

（七の六） 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録

イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録

登録件数 一件につき

三万円

ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の申請件数 一件につき 紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記 五千元

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第六号 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条のうち社会保険労務士法別表第一第二十七号の改正規定中「附則第五条の二を」第十二号第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二に改める。

理由

裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようにする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 健康保険法関係（第三条）
- 第三章 船員保険法関係（第四条）
- 第四章 国民健康保険法関係（第五条）
- 第五章 国民年金法関係
- 第一節 被保険者の資格に関する特例（第六号条・第七号条）
- 第二節 給付等に関する特例
- 第一款 給付等の支給要件等に関する特例（第八号条・第十一号条）
- 第二款 給付等の額の計算等に関する特例

（第十二号条第十六号条）

第三号 不服申立てに関する特例（第十七号条）

第一章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例（第十八号条）

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例（第十九号条・第二十二号条）

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例（第二十三号条・第二十七号条）

第三節 不服申立てに関する特例（第二十八号条）

第七章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第二十九号条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第三十号条・第三十二号条）

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第三十三号条・第三十七号条）

第三款 不服申立てに関する特例等（第三十八号条・第四十号条）

第八章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一号条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二号条・第四十四号条）

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十五号条・第四十九号条）

第三款 不服申立てに関する特例等（第五十号条・第五十三号条）

第九章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五十四号条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十五条―第五十七条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十八条―第六十二条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十三―第六十五条)

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十六条―第六十九条)

第十一章 雑則(第七十条―第七十六条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二十四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法

ハ 地方公務員等共済組合法(十一章を除く。)

ニ 私立学校教職員共済法

二 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

三 フランス社会保障法令 協定第一条1(e)に規定するフランス共和国の法令をいう。

四 日本国実施機関又はフランス実施機関 それぞれ協定第一条1(g)に規定する日本国の実施機関又はフランス共和国の実施機関をいう。

五 フランス保険期間 協定第一条1(h)に規定するフランス共和国の保険期間であつて、協定第十四条2(a)の規定により日本国実施機関が保険期間を付与するものをいう。

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 船員保険法関係

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第十条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者となし。

一 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

二 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

二 前項の規定により船員保険の被保険者となし

ス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし

の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十四条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの
2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に關する特例)

第七条 フランス保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該フランス保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

特例

(フランス保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第八条 フランス保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合において、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 フランス保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十二条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者につ

いて、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(第十二条、第十三条及び第十七条において「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「(その額)」とあるのは「(フランス保険期間、社会保障に關する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律第二条第五号に掲げるフランス保険期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数」と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と「の月数」とあるのは「の月数」とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分
二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分
三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金
四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金
五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分
六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 フランス保険期間を有する者であつて、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、

昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後のフランス保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後のフランス保険期間(社会保障に關する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律第二条第五号に掲げるフランス保険期間をいう。)」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(フランス保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例)

第九条 フランス保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条第二項、第三十条第三項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを同法第五十二条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下「認定日」という。))において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第十一條、

第十四条第二項及び第十五条第二項において同じ。)又は国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

2 フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七條ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第十条 フランス特定保険期間(協定第十三条3の規定に基づきフランス実施機関が証明した保険期間をいう。以下同じ。)中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条第二項又は第三十条第三項第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)
第十一條 フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がフランス特

定保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七條の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)
第十二条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第八条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第八条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみなされたもの(以下この条において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号

までの一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数と当該特例による障害給付の受給権者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算

等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十四条第七項及び第五十九条第七項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十四条第七項及び第七十一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)
第十三条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)
第十四条 第九条第一項又は第十条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものの月数とその者の保険料免除期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に

国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは、「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは、「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)
第十五条 第八条第一項、第九条第二項又は第十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金(第八条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間の月数とその者の保険料免除期間の月数と

を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十六条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十七条 第十二条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十八条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九條の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保険法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保険法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保険法令の規定の適用を受けるもの

四 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十四条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(フランス保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 フランス保険期間及び厚生年金保険の

被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

(フランス保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十條 フランス保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書(同法第四十七條の二

第二項、第四十七條の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 フランス保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治つた日(以下「障害程度を認定すべき日」という。))において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。が、その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

3 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十一条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法

第四十七條第一項、第四十七條の二第一項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二條第四項又は第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五條第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において同法第五十六條各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)
第二十二條 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八條の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があつたときは、この限りでない。

2 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合その者が厚生年金保険法第五十八條第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十五号

く。は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十三條 第十九條の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

- 一 老齢厚生年金の加給
- 二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
- 三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十九條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十九條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経

平成十七年六月七日

過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四條第一項の規定及び第十九條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金等の額の計算の特例)
第二十四條 第二十一條第一項又は第二十一條第一項の規定により支給する障害厚生年金以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。の厚生年金保険法第五十條第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十條第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十條の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

年金の配偶者加給」という)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八條第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第二十二條第二項又は第二十一條第三項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七條本文の規定による額について、第二項及び第四項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)
第二十五條 第二十二條第三項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という)の厚生年金保険法第六十條の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率

を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。

4 第十五条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十六条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。
(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十七条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例

第二十八条 第三十四条第七項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条第七項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。)(に關する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができ。

2 第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十四条第七項の規定による確認の処分について不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第七章 国家公務員共済組合法關係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範圍に關する特例

第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)(のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二款 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(フランス保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)
第三十条 フランス保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第二項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)(の組合員である期間(以下「国共済組合員期間」という。))を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。))のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)(に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。))を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。))
四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。))
五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。))附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。))

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。
(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)
第三十一条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。
3 フランス特定保険期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第十七条第一項において同じ。))において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十二条 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十三条 第三十条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

率とする。

3 第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう)したとき当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第三十四条 第三十一条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同条第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按

分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、(三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第三十一条第三項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以

外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第三十五条 第三十二条の規定により支給する遺族共済年金の特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、(三百月)で除して得た率)とする。

4 第十五条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用

する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十六条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十七条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十八条 第十二条第四項、第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ。

2 第三十四条第七項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十四条第七項の規定による確認

の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第三十九条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第四十条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

第八章 地方公務員等共済組合法關係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範圍に關する特例

第四十一条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第四十一条第一項及び第二項、第四百四十一条の二、第四百四十二条第一項並びに第四百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第四百四十一条に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例

(フランス保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第四十二条 フランス保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」に關する規定という。)に規定する地共済法による長期給付等(以下「支給要件等」に關する規定という。)に規定する地共済法による長期給付等(以下「支給要件等」に關する規定という。)に規定する地共済法による長期給付等(以下「支給要件等」に關する規定という。)

一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過算入」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第四十三条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある公務員によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十三条第一項において同じ。)において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十四条 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当する

ものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

- 一 地共済法の退職共済年金の加給
 - 二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
 - 三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
- 2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する

月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第四十六条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは三百月）で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第四十三条第三項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。（地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）

第四十七条 第四十四条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。）以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

4 第十五条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

（地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）

第四十八条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規

定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十九条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)
第五十条 第十二条第四項、第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)
又は第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認、地共済組合員期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第四十六条第七項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十六条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の系統の特例)
第五十一条 地共済法第一百七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受ける

理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第五十二条 地共済法第一百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十三条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第九章 私立学校教職員共済法關係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範圍に關する特例

第五十四条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)
- 二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)
- 三 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としなないこととされた者

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例

(フランス保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十五条 フランス保険期間及び私学共済法第一百七十七条第一項に規定する加入者期間(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」に關する規定という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に關する規定(その者が当該支給要件等に關する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 退職共済年金
- 二 遺族共済年金
- 三 私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この章において「準用国共済法」という。)第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。)
- 四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)
- 五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過算」という。)

共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過算」という。)

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第五十六条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十九条第一項において同じ。)において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

第五十七条 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例
(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)
第五十八条 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給
二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
四 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件

である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（準用国共済法第二十条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)
第五十九条 第五十六条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。）とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第五十六条第三項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。
7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の承認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第六十条 第五十七条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。）とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

4 第十五条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額に

ついで、第十五条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十一条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第六十二条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第六十三条 第十二条第四項、第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第七項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、又は第四十六条第七項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところによ

り、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に對して審査請求をすることができる。

2 第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十九条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第六十四条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機關を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したフランス実施機關に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十五条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ

第十條 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十六条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項(私

立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。及び地方公務員等共済組合法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

(一)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十七条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保

険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日以前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

4 前三項の規定は、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(以下「障害程度を認定すべき日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。))の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」と、第二項中「障害認定日において」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と。

とあるのは「障害手当金等」と、「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」と、前項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」と読み替えるものとする。

(一)以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例

第六十八条 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十二條第二項、第三十二條第二項、第四十四條第二項又は第五十七條第二項の規定を適用する。

2 フランス特定保険期間中に死亡した者又はフランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く)は、当該死亡した日以前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十二條、第三十二條、第四十四條又は

第五十七條の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日以前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第六十九條 第十九條、第三十條第一項、第四十二條第一項又は第五十五條第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三條第二項(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む)及び地方公務員等共済組合法第九十九條の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第十九條、第三十條第一項、第四十二條第一項又は第五十五條第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という)の支給を受け

ることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第四項(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

第十一章 雑則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第七十條 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五條第二項(同法第三十二條第四項において準用する場合を含む)の規定によるほか、フランス社会保険法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

一 国民年金法百一條第一項

二 国民年金法附則第九條の三の二第五項

三 厚生年金保険法第九十條第一項

四 厚生年金保険法第九十一條

五 厚生年金保険法附則第二十九條第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四條若しくは第三十二條第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(フランス社会保障法令による申請等)
第七十一條 フランス社会保障法令の規定により

支給される障害年金、老齢年金又は遺族年金(第七十三條において「フランス年金」という)の申請その他フランス社会保障法令においてフランス実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「フランス社会保障法令による申請等」という)を行おうとする者は、当該フランス社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合を除く)に限る)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

2 フランス社会保障法令においてフランス実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)

第七十二條 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という)は、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項及び第七十六條において「公的年金各法」という)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者若しくは加入者であつた者又は公的年金各法による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限

度において、協定第一条1(イ)に規定するフランス共和国の権限のある当局又はフランス実施機関(次項において「フランス側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、フランス側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍の無料証明)

第七十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、フランス年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、フランス社会保障法令の適用を受ける者、フランス社会保障法令の適用を受けたことがある者又はフランス年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第七十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。(政令への委任)

第七十六条 前各条に規定するもののほか、公的

年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第八十一条の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同条第一項中「十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳とする」。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 施行日において、フランス保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、フランス保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第九条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、フランス特定保険期間中にある者であること。

2 第十四条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする(初診日が昭和六十一年四月一日前である傷病

による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前である傷病又は初診日が同日前である傷病による障害(フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第九條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、フランス特定保険期間中であるものであるとき。

四 第八條第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政

令で定める受給資格要件を満たす者であると
き。

2 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十五条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八条、第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれ、かつ、政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七条 第八条第一項の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八条 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる

者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、フランス保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、フランス特定保険期間中にある者であること。

2 第二十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十四条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする

る年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する経過措置)

第十条 障害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日において、フランス保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害程度を認定すべき日において、当該傷病により厚生年金保険法第五十条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十条第二項、同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、フランス特定保険期間中にある者であること。

2 第二十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第二十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の同法第五十七条ただし書の規定による額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病に係る障害等による障害厚生年金等の支給)

第十一条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する

者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金又は障害手当金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十二条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第二十条第三項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間に於いて厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、フランス特定保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するものを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はフランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するものを除く。)

四 第十九条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をしなかつた場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時に三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十九条第一号から第五号までを除く。）の

規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の額

二 第二項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額

六 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族

厚生年金の支給

第十三条 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十四条 第十九条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十三条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十五条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当し

ない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第三十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十四条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第十七条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く)が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第三十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く)の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給)

第十八条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十九条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡し

第一類第七号

厚生労働委員會議録第二十五号

平成十七年六月七日

た日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間に於いて国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあつたとき。
二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く)。

三 第三十条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十一年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十条第一項(第一号から第三号までを除く)の規定は、第一項第三号に該当することに

より遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十一年国共済改正法附則第二十八号第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十五条第一項、第三項及び第五項
二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第三十五条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第三十三条第一項及び第二項
四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項
七 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済

法による遺族共済年金の支給)

第二十号 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に関する経過措置)

第二十一条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第三百三十九条第一項の規定による審査請求については、第三十九条の規定は、適用しない。
(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十二号 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にある者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十七条までにおいて「地共済法」という)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十六号第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十六号第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十六号第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第二十三条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第四十六条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前における傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給)

第二十四条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前における傷病又は初診日が同日前における傷病による障害(フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十五条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十一年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共

済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項第一号から第三号までを除く。の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十一年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四十七條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十七條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十五條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五條第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合について

では、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十六条 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に関する経過措置)

第二十七条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第七十七條第一項の規定による審査請求については、第五十一條の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十八条 障害認定日が施行日前における傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十三条までにおいて「私学共済法」という。)第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(以下この条、次条及び附則第三十一條において「準用国共済法」という。)第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十九條第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二條第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十九條第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二條

第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十九条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の私学共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第二十九条 退職の日が施行日前である者であつて、職務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第五十九条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第五十九条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金等の支給)

第三十条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が

昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第三十一条 私学共済制度の加入者であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日まで期間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第五十五条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七十四号の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号

に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十五条第一項第一号から第三号までを除く。の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第六十号第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額 第六十号第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額 第五十八号第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十二条 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)

第三十三条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第六十四条の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第三十四条 フランス保険期間及び昭和六十一年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十七条の規定

による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうちに掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金(第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同条第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置

第三十六条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十七条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十六条、第二十二條又は第二十八條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十七條第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七條、第二十三條又は第二十九條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十七條第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七條、第二十三條又は第二十九條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置

第三十七条 フランス特定保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十八條第二項中「第二十二條、第三十二條、第四十四條又は第五十七條」とあるのは、「附則第十二條、第十九條、第二十五條又は第三十一條」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十八條第一項中「第二十二條第二項、第三十二條第二項、第四十四條第二項又は第五十七條第二項」とあるのは「附則第十二條、第十九條、第二十五條又は第三十一條」と、同条第二項中「第二十二條、第三十二條、第四十四條又は第五十七條」とあるのは「附則第十二條、第十九條、第二十五條又は第三十一條」と読み替えて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第三十八條 第六十九條第一項の規定は、附則第三十八條

第十二條第一項第四号、第十九條第一項第三号、第二十五條第一項第三号又は第三十一條第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第六十九條第二項の規定は、附則第十二條第一項第四号、第十九條第一項第三号、第二十五條第一項第三号又は第三十一條第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に関する経過措置)

第三十九條 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第七十條第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の三の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四条の四 社会保障に関する日本国政府

とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項及び第四項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第一条第六号中「第四十四条の三」の下に「第四十四条の四」を加える。

〔国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第四十二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「及び第八十条」を「第八十条及び第八十二条」に改める。

附則第八十一条の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十二条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「及び第二十八条」を「第二十八条」に改め、「第四十五条まで」の下に「及び第四十九条」を加える。

附則第四十八条の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十九条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「及び第五十九条第七項」を「第五十九条第七項及び第七十一条第一項」に改める。

第四十七条第一項中「第九十九条の二第二項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第九十九条の二第二項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

第五十二条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第七十一条第一項中「又は共済組合等(国家公務員共済組合)を、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合)に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「から第八条」を「から第九条」に改める。

附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第九条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生

年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

理 由

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を実施するため、日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 健康保険法関係(第三条)
- 第三章 国民健康保険法関係(第四条)
- 第四章 国民年金法関係
- 第一節 被保険者の資格に関する特例(第五条・第六条)
- 第二節 給付等に関する特例
- 第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第七条・第十条)
- 第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十一条・第十五条)
- 第三節 不服申立てに関する特例(第十六条)

第五章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第七条)

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十八条・第二十一条)

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第二十二条・第二十六条)

第三款 不服申立てに関する特例(第二十七条)

第六章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十八条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十九条・第三十一条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十二条・第三十六条)

第三款 不服申立てに関する特例等(第三十七条・第三十九条)

第七章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第四十条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第四十一条・第四十三条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十四条・第四十八条)

第三款 不服申立てに関する特例等(第四十九条・第五十二条)

第八章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第五十三条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十四条・第五十六条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十七条・第六十一条)

第三款 不服申立てに関する特例等(第六十

二条一第六十四条

第九章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十五条一第六十八条)

第十章 雑則(第六十九条一第七十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民年金法(昭和三十三年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法

ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)

ニ 私立学校教職員共済法

三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

四 ベルギー社会保障法令 協定第一条一(c)に規定するベルギー王国の法令をいう。

五 日本国実施機関又はベルギー実施機関 それぞれ協定第一条一(e)に規定する日本国の実施機関又はベルギー王国の実施機関をいう。

するベルギー王国の保険期間をいう。

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としなない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第二十八条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

2 健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者(健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者をいう。)のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特例被保険者(次条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。)としなない。

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国民健康保険法関係

第四条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者としなない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としなないこととされた者、第二十条の規定により国家公務員共済組合法の規

定を適用しないこととされた者、第四十条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

第六条 ベルギー保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該ベルギー保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第七条 ベルギー保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合において、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 ベルギー保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十一条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。))附則第十四条第一

定を適用しないこととされた者、第四十条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

項第一号に該当しない者に限る。の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(第十一号、第十二号及び第十六号において「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのは「(ベルギー保険期間(社会保険に關する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二号第五号に掲げるベルギー保険期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額と、の月数とあるのは「の月数とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条

第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 ベルギー保険期間を有する者であつて、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいづれかに該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に

係る部分に限る。の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいづれかに該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後のベル

ギー保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後のベルギー保険期間(社会保険に關する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二号第五号に掲げるベルギー保険期間をいう。)」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(ベルギー保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例)

第八条 ベルギー保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを同法第五條第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下「同じ」という。))において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととさ

れたものを含む。次項、次条第一項、第十条、第十三条第二項及び第十四条第二項において同じ。又は国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間(同法第九條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び保険料納付済期間又は

保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七條ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第九条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第十条 ベルギー保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がベルギー保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七條の規定の適用については、同条第一号に該当

するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第十一条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第七條第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第七條第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいづれかに該当する者とみなされたもの(以下この条において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額 2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。 一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率 二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率 三 前項第三号の按分率 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数と当該特例による障害給付の受給権者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率 3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、	従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。 4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十三条第七項及び第五十八条第七項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十三条第七項及び第七十条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。 (老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例) 第十二条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。 (障害基礎年金の額の計算の特例) 第十三条 第八条第一項又は第九条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。 2 前項の按分率は、特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものの月数とその他の者の保険料免除期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数を、当該合算した月数とその他の者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。 3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について	準用する。 4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。 5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。 6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の第二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低い」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の第二第三項の規定の例により改定した額より低い」とし、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。 (遺族基礎年金の額の計算の特例) 第十四条 第七条第一項、第八条第二項又は第十条の規定により支給する遺族基礎年金(第七条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。 2 前項の按分率は、特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間の月数とその他の者の保険料免除期間の月数とを合算した月数を、当該合算した月数とその他の者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率と	する。 3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。 4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。 (他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額) 第十五条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。 第三節 不服申立てに關する特例 第十六条 第十一条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確
---	--	---	---

認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第五章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十七条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としてない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第二十八条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法

の規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

（ベルギー保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例）

第十八条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分（以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この条において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する厚生

年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の加給」という。）

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。）

（ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例）

第十九条 ベルギー保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二

第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害

に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間を有する者（その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治つた日（以下「障害程度を認定すべき日」という。）において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。）が、その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

3 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

（ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例）

第二十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七

七条第一項、第四十七条の二第二項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

（ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例）

第二十一条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があつたときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合（その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

（老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例）
第二十二條 第十八条の規定により支給する厚生

年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額（同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする）とする。

一 老齢厚生年金の加給

二 遺族厚生年金の経過的算婦加算

三 遺族厚生年金の経過的算婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の

額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金等の額の計算の特例)

第二十三条 第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金に相当する部分（第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー

保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数が第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、（三百月）で除して得た率とする。

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第十九条第二項又は第二十条第三項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第二項及び第四項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について準用する。

7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金（特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。）の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢算婦加算又は遺族厚生年金の経過

的算婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、（三百月）で除して得た率とする）とする。

4 第十四条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十五条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十六条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等（この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他

の特例法の規定（二）以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いものにより支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第二十七条 第三十三条第七項、第三十四条第五項において準用する場合を含む。、第四十五条第七項（第四十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十八条第七項（第五十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十三条第七項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間に係る第二十三条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第二十八条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二十一条第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済

年金等の支給要件等の特例）

第二十九条 ベルギー保険期間及び国家公務員共済組合（国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「国共済組合員期間」という。）を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分（以下「国共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する国共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算」という。）

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととな

る者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

（ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例）

第三十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日（国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第十七条第一項において同じ。）において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

第三十一条 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

する年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第三十二条 第二十九条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の支給要件又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定

の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）
第三十三条 第三十条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同条第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三月を超えるときは、三月）で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第三十条第三項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官が当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）

第三十四条 第三十一条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

4 第十四条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

（国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）

第三十五条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。（他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額）

第三十六条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等
（国共済法の規定による審査請求の特例）
第三十七条 第十一条第四項、第二十三条第七項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十八条第七項（第五十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（国共済組合員期間に係るものに限る。）に關する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に對して審査請求をすることができ、
2 第三十三条第七項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十三条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分について不服の理由とすることができない。

（国共済法の規定による審査請求の系統の特例）
第三十八条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ベルギー

社会保険法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第百三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経出したベルギー実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

(財務大臣の権限)

第三十九条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用

範囲に関する特例

第四十条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第百四十一条第一項及び第二項、第百四十一条の二、第百四十二条第一項並びに第百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第百四十条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保険法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第四十一条 ベルギー保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)を

有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第四十二条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある公務員による傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十三条第一項において同じ。)において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十三条 ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある

傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十四条 第四十一条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十一条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四十一条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職

をいう。したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十一条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)
第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第四十二条第三項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第四十六条 第四十三条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定

にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

4 第十四条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)
第四十七条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法に

による長期給付等の額)

第四十八条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)
第四十九条 第十一条第四項、第二十三条第七項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。又は第五十八条第七項(第五十九条第五項において準用する場合を含む。の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。))に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ。

2 第四十五条第七項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十五条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分について不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)
第五十条 地共済法第一百七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ベルギー社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができ。

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したベルギー実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一

項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。
(主務大臣の権限)

第五十一条 地共済法第四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ、

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十二条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第八章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第五十三条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保険法の規定の適用を受けるもの

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保険法の規定の適用を受けるもの

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十四条 ベルギー保険期間及び私学共済法第十七条第一項に規定する加入者期間(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「私

学共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限り)を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この章において「準用国共済法」という。)第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第五十五条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十九条第一項において同じ。)において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

とみなす。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十六条 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日があ

る傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第五十七条 第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法の退職

共済年金の加給の受給権を有する者が退職（準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第五十八条 第五十五条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額

に相当する部分（第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第五十五条第三項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の承認を受けたところによる。

（私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）
第五十九条 第五十六条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金

を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

4 第十四条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

（私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）
第六十条 私学共済法による退職共済年金又は障

害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。（他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額）

第六十一条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等
（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第六十二条 第十一条第四項、第二十三条第七項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十五条第七項（第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（私学共済加入者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第五十八条第七項（第五十九条第五項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十八条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。
（私学共済法の規定による審査請求の手續の

り、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)、及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。	第十章 雑則 第六十九条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ベルギー社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができる。 一 国民年金法第一百一条第一項 二 国民年金法附則第九条の三の二第五項 三 厚生年金保険法第九十条第一項 四 厚生年金保険法第九十一条 五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項 2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由したベルギー実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があったものとみなす。 (ベルギー社会保障法令による申請等) 第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齢給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請その他ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。
2 第十八条、第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。	るものとする。 2 ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。 (情報の提供等) 第七十一条 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者若しくは加入者若しくは加入者であった者又は国民年金法若しくは被用者年金各法(第七十五条において「公的年金各法」という。)による年金たる給付の受給権者に係る情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の実施に必要な限度において、協定第一条1d)に規定するベルギー王国の権限のある当局又はベルギー実施機関(次項において「ベルギー側保有機関」という。)に対して提供することができる。 2 日本側保有機関は、ベルギー側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるものとする。
	るほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。 (戸籍の無料証明) 第七十二条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、ベルギー年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、ベルギー社会保障法令の適用を受ける者、ベルギー社会保障法令の適用を受けたことがある者又はベルギー年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。 (経過措置) 第七十三条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。 (実施命令) 第七十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。(政令への委任) 第七十五条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第七條第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同條第一項中「十六歳に達する」とあるのは、「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは、「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「十六歳に達した」とあるのは、「起算して一年を経過した」と、同條第二項中「十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保険に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日において」と、当該六十五歳とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項

二 施行日において、ベルギー保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項
(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期

間とみなされたものを含む。次条及び附則第五條第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十條第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第八條第一項、同法第三十條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第一項及び第二十一條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十條第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第十三條第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三條第一項又は第二項の規定による額について、第十三條第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三條の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ベルギー保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)

第五條 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、ベルギー保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第八條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第二項及び第二十一條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までとの間に国民年金法第四十條に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、ベルギー保険期間中であるものであるとき。

四 第七條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十四條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給)

第六條 ベルギー保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれ死亡した場合であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七條 第七條第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八條 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六條第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四條第四項及び第三十六條第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がベルギー保険期間中にあるものは、同法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十條第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第一類第七号 厚生労働委員會議録第二十五号

平成十七年六月七日

六三

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものがある、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十九条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十三条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する経過措置)

第十条 障害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該

当したものがある、当該障害程度を認定すべき日において、当該傷病により厚生年金保険法第五十条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十九条第二項、同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第二十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の同法第五十七条ただし書の規定による額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金等の支給)
第十一条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金又は障害手当金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)
第十二条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてベルギー保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険

法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十九条第三項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であること。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、ベルギー保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はベルギー保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く。)

四 第十八条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第

一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十八条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに

該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十四条第一項、第三項及び第五項 二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十四条第二項、第三項及び第五項 三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十二條第一項及び第二項 四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条 五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項 9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。 10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給) 第十三条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 (旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)	第十四条 第十八条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。) 二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金 三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金 2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四條第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三條第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十二條第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めるところによる。 第十五条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当該時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がベルギー保険期間中にあるものは、同法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。 (施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置) 第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にある者当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。 2 第三十三條第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十三條第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十三條第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。 3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。 4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (施行日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に關する経過措置) 第十七条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にあるもの(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害	の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。 2 第三十三條第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第三十三條第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。 (初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給) 第十八条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 (施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置) 第十九条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてベルギー保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。 一 当該死亡した日がベルギー保険期間中にある	ある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置) 第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にある者当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。 2 第三十三條第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十三條第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十三條第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。 3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。 4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (施行日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に關する経過措置) 第十七条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にあるもの(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害
---	---	---	--

るとき。 二 ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき（前号に該当するものを除く。）。 三 第二十九条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。	一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十四条第一項、第三項及び第五項 二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十四条第二項、第三項及び第五項 三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十二条第一項及び第二項 四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条 五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項 六 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。 七 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 八 昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給（昭和六十一年四月一日以前に死亡した者がある者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。） （国共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置） 第二十一条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第百三	条第一項の規定による審査請求については、第三十八条の規定は、適用しない。 （施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置） 第二十二条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にある者（当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法（以下この条から附則第二十七条までにおいて「地共済法」という。）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。 2 第四十五条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十五条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十五条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。 3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。 4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 （施行日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害一時金の支給に關する経過措置） 第二十三条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にあるもの（当該初診日におい	て地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。 2 第四十五条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第四十五条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。 （初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給） 第二十四条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日以前にある傷病による障害（ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 （施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置） 第二十五条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてベルギー保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済	2 国共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條並びに第七十四條の五の規定は、前項の場合について準用する。 3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。 4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。 5 第二十九条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。 6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。	一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十四条第一項、第三項及び第五項 二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十四条第二項、第三項及び第五項 三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十二条第一項及び第二項 四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条 五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項 六 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。 七 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 八 昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給（昭和六十一年四月一日以前に死亡した者がある者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。） （国共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置） 第二十一条 国共済法の規定による処分のうち施行	行日前に行われたものに対する国共済法第百三 条第一項の規定による審査請求については、第三十八条の規定は、適用しない。 （施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置） 第二十二条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にある者（当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法（以下この条から附則第二十七条までにおいて「地共済法」という。）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。 2 第四十五条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十五条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十五条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。 3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。 4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 （施行日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害一時金の支給に關する経過措置） 第二十三条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にあるもの（当該初診日におい	て地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。 2 第四十五条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第四十五条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。 （初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給） 第二十四条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日以前にある傷病による障害（ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 （施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置） 第二十五条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてベルギー保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済
--	---	---	---	---	---	--	---

の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺

期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年

る年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第三十一条 私学共済制度の加入者であつた者であつてベルギー保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。 一 当該死亡した日がベルギー保険期間中にあるとき。 二 ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき（前号に該当するときは除く。）。 三 第五十四条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。 2 準用国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。 3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。 4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、	第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。 5 第五十四条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。 6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。 一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第五十九条第一項、第三項及び第五項 二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第五十九条第二項、第三項及び第五項 三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第五十七條第一項及び第二項 四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条 五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条第一項	する額に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項 7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。 8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする（昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給） 第三十二条 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 （私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置） 第三十三条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第六十三条の規定は、適用しない。 （旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例） 第三十四条 ベルギー保険期間及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。）による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。）による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件規定」という。）に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定（その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧	船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金（第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。） 二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金 三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金 2 前項の規定により支給する老齢年金（旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。）の額は、同号又は同条第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。 3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。 第三十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）を受
---	--	--	--

けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がベルギー保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置

第三十六条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十六条第一項から第三項までの規定中「第二十條第一項、第三十條第一項、第四十二條第一項又は第五十五條第一項」とあるのは、「附則第九條、第十六條、第二十二條又は第二十八條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十六条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十條第三項、第三十條第三項、第四十二條第三項又は第五十五條第三項」とあるのは、「附則第十條、第十七條、第二十三條又は第二十九條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置

第三十七條 ベルギー保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十七條第二項中「第二十一條、第三十一條、第四十三條又は第五十六條」とあるのは、「附則第十二條、第十九條、第二十五條又は第三十一條」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十七條第二項中「第二十一條第二項、第三十一條第二項、第四十三條第二項又は第五十六條第二項」とあるのは「附則第十二條、第十九條、第二十五條又は第三十一條」と、同条第二項中「第二十一條、第三十一條、第四十三條又は第五十六條」とあるのは「附則第十二條、第十九條、第二十五條又は第三十一條」と読み替えて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第三十八條 第六十八條第一項の規定は、附則第三十二條第一項第四号、第十九條第一項第三号、第二十五條第一項第三号又は第三十一條第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第六十八條第二項の規定は、附則第十二條第

一項第四号、第十九條第一項第三号、第二十五條第一項第三号又は第三十一條第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に関する経過措置)

第三十九條 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第六十九條第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の四の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四條の五 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「第六十條」を「第六十條第一項及び第四項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第一條第六号中「第四十四條の四」を「から第四十四條の五まで」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第五号中「及び第八十二條」を「第八十二條及び第八十三條」に改める。

附則第八十二條の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十三條 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「第八十九條第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九條第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第三号中「及び第四十九條」を「、第四十九條及び第五十條」に改める。

附則第四十九條の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第五十條 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中「及び第五十八條第七項」を「、第五十八條第七項及び第七十條第一項」に改める。

第四十六条第一項中「第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

第五十一条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第七十条第一項中「又は共済組合等(国家公務員共済組合を、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合)」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第九条」を「第十条」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

理由

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定を実施するため、日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に関する医療保険制

度及び年金制度について、健康保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年六月十五日印刷

平成十七年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F